

## 政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

### 施策（7）幼児期の学校教育や保育の提供

#### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

幼稚園、保育所等においては、子どもの健やかな育ちを支援するため、さまざまな遊びや体験を通じて、「生きる力」の基礎作りに取り組むなど、教育内容の充実を図りました。

保育所の待機児童対策については、保育需要の高まり等に伴い一部の地区では待機児童が生じていたことから、民間保育所の開設や既存保育所の定員増を行い、平成22年度から平成26年度までの間に入所定員をおおむね650名拡大し、これにより平成23年度から26年度当初の待機児童はゼロを維持しました。また、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、病児・病後児保育、休日保育などの特別保育を推進しました。あわせて、直営保育所の統合・民営化を行い、保育所の運営に関する民間活力の活用を図っています。

さらに、教育・保育の質の確保と向上を図るため、幼稚園教諭や保育士に対する合同研修など多様な研修を行い専門性の向上に努めるとともに、事業者が行う自己評価に加え、幼稚園では学校関係者評価を推進し、保育所では第三者評価を実施しました。

また、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校での学習環境への円滑な接続を図るため、「保幼小連携推進連絡協議会」の設置や啓発冊子の作成等、保育所、幼稚園、小学校との連携に取り組みました。

このように、質の高い幼児期の学校教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育環境の整備・充実に努めました。

#### 【現状・課題】

##### ア. 保育の量の拡充と教育・保育の質の向上

###### 《現状》

少子化や核家族化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、生涯にわたる人間形成の基盤として、幼児期の学校教育・保育の重要性が一層高まっています。

本市の保育所の定員については、年度当初の受け入れ態勢はおおむね整っていますが、年度の後半にかけて待機児童が発生している状況にあります。さらに、希望する保育所に入所できない未入所児童も生じています。

また、発達の問題になる子どもや育児不安を抱える親の増加など、支援が必要な家庭が増えており、幼稚園や保育所等に求められる役割が広がっています。

《課題》

- 地域のニーズを踏まえて策定された「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を着実に進めることで、質の高い教育・保育を提供するとともに、保育の量の拡大により年間を通じた待機児童の解消を図る必要があります。
- 保育所においては、地域ごとの施設の配置の状況や児童数の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう、定員の見直しや施設の適正配置を進める必要があります。
- 多様化する課題に対応しながら、専門的な支援体制を強化し、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上に取り組む必要があります。
- 教育・保育施設の質の向上を図るため、施設が学校関係者評価（幼稚園）や第三者評価（保育所）に取り組むための支援を行う必要があります。

イ. 幼稚園教諭、保育士等の人材確保

《現状》

定員を満たしていない保育所であっても、保育士が確保できないため、児童を受け入れられず、待機児童が発生している状況があります。

また、幼稚園においても、必要な幼稚園教諭を確保することが難しい状況にあります。

《課題》

- 幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得見込の学生等を対象とした就職説明会や、保育士資格等を持ちながら、現在、職についていない人材を活用するための研修を実施し、さらなる人材の確保対策に取り組む必要があります。
- 認定こども園の普及にあわせ、幼稚園教諭免許と保育士資格を取得するための単位数を軽減する特例制度（子ども・子育て支援新制度開始後5年間）を積極的に活用する必要があります。

ウ. 新しい時代に対応した市立幼稚園や直営保育所の役割

《現状》

子ども・家庭・地域が変化する中で、市立幼稚園や直営保育所に求められる役割が変化してきています。一方で、直営保育所では長年にわたり、安心して子育てできる環境づくりに努めてきたところですが、その施設はほとんどが昭和40年代から50年代にかけて設置されたもので、地域人口の変化に伴う児童数の減少、老朽化、運営の効率化など、課題を抱えながら運営しています。

《課題》

- 新しい時代に対応した市立幼稚園の役割に応じた体制の見直しが必要です。
- 直営保育所については、担うべき役割に応じた取り組みの強化を図るとともに、運営の効率化と機能の集約に向けた施設の再編を行う必要があります。

工. 多様な保育ニーズへの対応

《現状》

働き方の変化に伴い、延長保育の利用時間の拡大や日曜日・祝日に保育を希望するなど、保育ニーズが多様化しています。

また、多くの保護者から、子どもが病気になったときの対応に苦慮しているとの声があり、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」では、3割を超える方が病児・病後児保育施設等の利用を希望しています。

《課題》

- 子どもの生活リズムを整えること、親子で過ごす時間を確保することなど、家庭における子育てと仕事の調和に十分配慮しながら、保護者の多様なニーズに対応した、預かり保育や延長保育、休日保育などの特別保育について、さらなる充実を図る必要があります。
- 子育てと就労が両立できる環境づくりを進めるため、病気の子どものために仕事を休める職場の体制と、病気の子どもの預かる仕組みの両方を確立する必要があります。

才. 幼稚園、保育所等における障害児保育

《現状》

発達障害など特別な支援を必要とする子どもが増加しており、子ども一人一人の特性に応じたきめ細かな対応が求められています。

そのような中、幼稚園では、障害のある子どもや発達の気になる子どもなど特別な支援を要する子どもについて、状況に応じて受け入れを行っています。保育所では、統合保育が可能な障害のある子どもについて、全ての保育所で受け入れを行っています。

《課題》

- 発達障害など特別な支援を必要とする子どもについて、子どもの発達に応じた適切な支援を行えるよう専門機関との連携を強化することも必要です。  
また、障害のある子どもへの対応について、専門研修の実施等を行い、子どもの状況に配慮しながら、幼稚園、保育所等での受け入れをさらに進めることも必要です。
- 乳幼児期の障害では、障害受容に至るまでの保護者の不安や悩みが大きいいため、それを支える相談・支援体制づくりが必要です。

## 力. 保育所、幼稚園等と小学校の連携

### 《現状》

近年子どもの育ちが変化しており、自制心や規範意識の不足、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下などの問題が指摘されています。特に、小学校への入学にあたり、「着席できない」、「教師の話が聞けない」といった状況が一部で見られます。

### 《課題》

- 就学前児童が小学校への学習環境へスムーズに移行できるよう、引き続き、連携についての啓発研修や幼児・児童の交流活動を通じ、保育所、幼稚園、小学校など関係者の相互理解や連携の強化を進めていく必要があります。
- 保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録の作成や就学前の連絡会の実施などにより、就学先との情報の共有・伝達などに引き続き取り組む必要があります。

## キ. 幼稚園、保育所等を拠点とした子育て支援

### 《現状》

少子化や核家族化、都市化の進行等に伴い地域の支え合い機能が弱まりつつある中、地域における子育て家庭への支援は、幼稚園、保育所等に求められる役割の一つになっています。

### 《課題》

- 家庭において子どもが健やかに成長できるよう、育児相談や地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした子育て支援における取り組みを一層充実する必要があります。

## ク. 教育・保育に関する情報提供

### 《現状》

子ども・子育て支援新制度においては、保護者が、多様な施設や事業の中から、希望する幼児期の学校教育や保育等を選択できる仕組みとなります。そのため、これまで以上に幼稚園、保育所等に関する情報が求められることとなります。

### 《課題》

- 子どもや保護者が、多様な教育・保育施設や事業の中から、最もふさわしいサービスを選択できるよう、相談窓口での適切な助言・対応やインターネットなどを利用した分かりやすい情報発信に努める必要があります。

## 【施策の方向性・柱】

『多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな成長を支える質の高い幼児期の学校教育・保育の提供』

### ① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に教育・保育を提供することで、年間を通じた待機児童の解消を図ります。また、保育士等の人材確保に取り組みます。加えて、教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組みます。あわせて、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図ります。さらに、新しい時代に対応した公立の施設となるため、市立幼稚園については研究実践園としての役割に応じた体制の見直し、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図るとともに、民営化による施設の再編を行います。これらの取り組みの基礎となる幼稚園や保育所などでの教育や保育については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」に従い実施し、質を確保するとともに、子どもの育ちを確実に支えていきます。

### ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

### ③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

障害のある子どもの成長を支え、また保護者の子育てを支援するため、関係機関との連携を深めながら、障害児保育の充実に取り組みます。

### ④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

保育所、幼稚園等と小学校間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用します。

### ⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

家庭における子育てを支援するため、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを一層充実します。また、認定こども園については、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設として、通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を行います。

### ⑥ 教育・保育に関する情報提供

幼児期の学校教育・保育を希望する保護者が、そのニーズに応じた施設や事業を選択できるよう、区役所での対応や、ホームページなどを活用した情報発信を行います。

## 【成果の指標（目標）】

### ① 保育所待機児童数

〈25年4月：0人 25年10月：220人⇒31年4月：0人 31年10月：0人〉

### ② 幼稚園、保育所等に対する満足度（施設・環境）

◆施設・環境 (i) 幼稚園 〈25年度：85.5%⇒向上〉

(ii) 保育所 〈25年度：81.4%⇒向上〉

◆教育・保育の内容 (i) 幼稚園 〈25年度：91.3%⇒向上〉

(ii) 保育所 〈25年度：89.6%⇒向上〉

### ③ 幼稚園・保育所における評価

(i) 幼稚園における学校関係者評価実施施設数

〈25年度：55施設⇒31年度：90施設〉

(ii) 児童福祉施設等第三者評価の実施施設数

〈25年度：148施設⇒31年度：全施設〉

(参考データ)

○ 幼稚園・保育所における在園状況

[単位:人、( )内は、園・所数]

区 分	合計	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	
幼稚園	市立	338 (8)	36 (1)	87 (2)	64 (1)	44 (1)	47 (1)	60 (2)	—
	私立	14,012 (98)	1,237 (12)	1,781 (18)	3,812 (20)	1,155 (11)	1,168 (10)	4,375 (22)	484 (5)
	小計	14,350 (106)	1,273 (13)	1,868 (20)	3,876 (21)	1,199 (12)	1,215 (11)	4,435 (24)	484 (5)
保育所	市立	2,566 (28)	127 (2)	557 (7)	495 (5)	329 (4)	316 (3)	424 (4)	318 (3)
	私立	13,131 (132)	1,494 (16)	2,425 (25)	3,208 (32)	894 (10)	958 (9)	3,337 (32)	815 (8)
	小計	15,697 (160)	1,621 (18)	2,982 (32)	3,703 (37)	1,223 (14)	1,274 (12)	3,761 (36)	1,133 (11)
合計	30,047 (266)	2,894 (31)	4,850 (52)	7,759 (58)	2,422 (26)	2,489 (23)	8,196 (60)	1,617 (16)	

注1:幼稚園は、休園中の私立幼稚園数も含む(門司区1、八幡東区1)

注2:幼稚園は平成25年5月1日、保育所は平成25年4月1日現在

○ 幼稚園・保育所の運営主体別施設数(4月1日現在)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
幼稚園	市立	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	私立	98施設	99施設	98施設	98施設	98施設
	計	106施設	107施設	106施設	106施設	106施設
保育所	市立	31施設	31施設	30施設	29施設	28施設
	私立	126施設	126施設	128施設	129施設	132施設
	計	157施設	157施設	158施設	158施設	160施設

注1:市立の保育所には、指定管理を含む

注2:幼稚園は平成 25 年5月1日、保育所は平成 25 年4月1日現在

○ 幼稚園・保育所の定員および入所児童数の推移(4月1日現在)

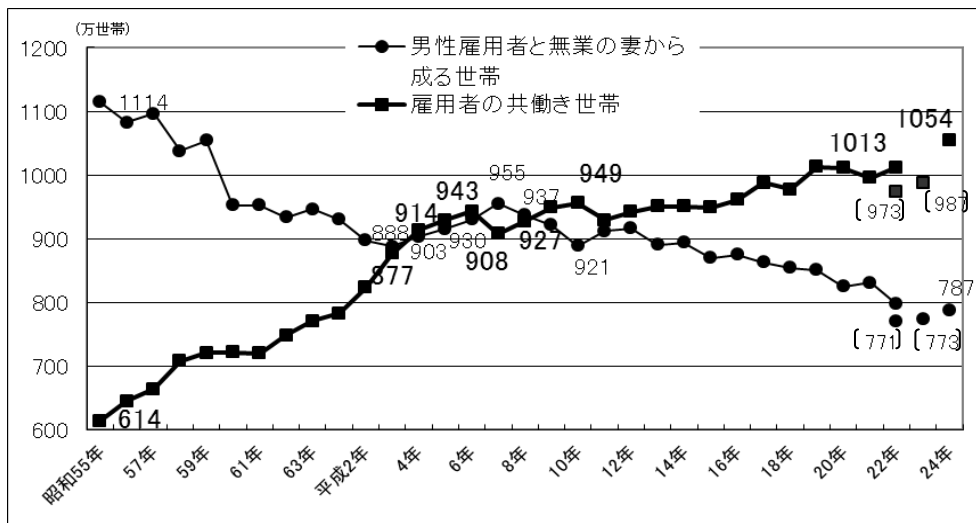
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
幼稚園	定員	19,875 人	20,015 人	19,715 人	19,875 人	19,915 人
	入園児童数	13,966 人	13,989 人	14,115 人	14,284 人	14,350 人
保育所	定員	15,814 人	15,754 人	15,829 人	15,838 人	16,033 人
	入所児童数	15,270 人	15,445 人	15,629 人	15,580 人	15,697 人

注1:幼稚園は平成 25 年5月1日、保育所は平成 25 年4月1日現在

○ 保育所の待機児童数の推移

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月	0 人	16 人	0 人	0 人	0 人
10 月	12 人	89 人	67 人	116 人	220 人
3 月	89 人	131 人	257 人	206 人	318 人

○ 共働き世帯の推移



資料:総務省「労働力調査」 注1:平成 22,23 年の[]内の数字は、岩手県、宮城県、福島県を除く数

○ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

区 分	土曜日	日曜日・祝日
ほぼ利用したい	19.1%	1.8%
月に1~2回は利用したい	25.3%	16.2%
利用する必要はない・無回答	55.6%	82.0%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかったとき、父母のいずれかが休んだ保護者の病児・病後児施設等の利用希望

区 分	比 率
できれば、施設を利用したい	34.3%
利用したいとは思わない	64.6%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 各施設に対する満足度

施設	区 分	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
認定こども園 (N=11)	施設、環境	54.5%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%
	教育・保育の内容	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%
幼稚園 (N=512)	施設、環境	31.8%	53.7%	13.1%	1.0%	0.4%
	教育・保育の内容	39.3%	52.0%	8.0%	0.4%	0.4%
認可保育所 (N=436)	施設、環境	33.5%	47.9%	16.3%	1.8%	0.5%
	教育・保育の内容	39.4%	50.2%	9.2%	0.9%	0.2%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)



## ■ 具体的な取り組み

### ① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

#### 【量の確保】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
115 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	認定こども園の運営支援 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	認定こども園の普及を図るため、その運営を支援するため、認定こども園を運営する幼稚園に対して、費用の一部を助成します。
116 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	認定こども園整備事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	認定こども園の普及を図るため、施設整備を行う幼稚園に対して、費用の一部を助成します。
117 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	小規模保育事業の運営支援 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を実施する幼稚園、保育所等に対し、運営費の一部を助成します。  《実施箇所数》 25年度：0か所⇒31年度：48か所
118 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	小規模保育設置促進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育を実施する幼稚園、保育所等に対し、施設整備費の一部を助成します。
119 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	保育所運営事業 [子ども家庭局・保育課]	仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の必要性のある子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図ります。

120 新規	事業所内保育事業 [子ども家庭局・保育課]	自社従業員だけではなく地域の子どもを受け入れる事業所内保育施設に対し、運営費の一部を助成します。
121 新規	認可を目指す認可外保育施設への支援事業 [子ども家庭局・保育課]	認可保育所または認定こども園への移行を希望し、認可基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対し、施設整備費、運営費等の一部を助成します。
122 拡充	保育所入所定員の拡大 [子ども家庭局・保育課]	保育所が特に不足する地域について、民間保育所の新規開設や既存保育所の定員増を行います。
123	計画的な老朽改築等の推進 [子ども家庭局・保育課]	老朽化の進む施設を対象に、耐震診断等の結果や老朽度を考慮しながら、民間法人の協力のもと、計画的な施設の改築などを行います。
再掲 148 拡充	幼稚園における一時預かり事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。
124	産休明け保育等の対応の強化（家庭保育員の充実） [子ども家庭局・保育課]	保護者の就労等のため保育の必要性のある生後57日以上、原則2歳までの児童を、保護者から委託を受け、自宅等を開放して、家庭的な保育を行います。 《実施箇所数》 25年度：18か所⇒現状維持

【人材の確保】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
125 新規	私立幼稚園等における就職支援等 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	幼稚園教諭免許状や保育士資格を取得するための単位数を軽減する特例制度（子ども・子育て支援新制度開始後5年間）を積極的に活用します。 また、私立幼稚園、認定こども園が必要とする人材を確保できるよう就職支援などを行います。
126 新規	（仮称）保育士・保育所支援センターの開設・運営 [子ども家庭局・保育課]	保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図ります。 また、すでに保育所で働いている保育士からのさまざまな相談を受けることで、離職防止につなげます。
127 拡充	保育士就職支援事業 [子ども家庭局・保育課]	保育士の人材確保のため、保育士資格取得見込の学生等を対象に、就職支援説明会を実施する等、保育所へのスムーズな就職を支援します。
128 拡充	保育士資格活用研修事業 [子ども家庭局・保育課]	保育士の人材確保のため、保育士資格を持っていて、現在、保育士の職に就いていない人を対象に研修や見学実習を行います。
129 拡充	保育士等処遇改善 [子ども家庭局・保育課]	保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所を助成します。

【人材育成】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
130 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	幼児教育の振興 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行います。また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取組みを支援します。</p>
131	保育所における研修内容の充実 [子ども家庭局・保育課]	<p>施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所において研修を実施するとともに、研修内容の一層の充実を図ります。</p>
132	子育て支援員の養成・配置 [子ども家庭局・保育課]	<p>北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施します。保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担います。</p> <p>《配置施設数》 25年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
133	認可外保育施設研修代替職員費補助 [子ども家庭局・保育課]	<p>認可外保育施設の保育士等が、施設における安全保育や子どもの人権、保育技術等の研修、感染症等の最新の情報を盛り込んだ研修会の参加を支援することで、職員の資質向上を図ります。</p> <p>《補助対象施設数》 25年度：36施設（全ての認可外保育施設） ⇒現状維持</p>

134	社会福祉施設従事者研修の実施 [保健福祉局・総務課]	<p>保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設など、社会福祉施設に従事する職員の資質向上を図る研修（階層別研修、専門研修など）を実施します。</p> <p>《参加者・受講者延べ数》 25年度：2,173人⇒現状維持</p>
-----	-------------------------------	---

【評価と運営支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
135	<p>児童福祉施設等第三者評価事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施します。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図ります。</p> <p>《実施施設数》 25年度：148施設⇒31年度：全ての保育所</p>
136	<p>市立学校（幼稚園）評価の実施</p> <p>[教育委員会・指導第一課]</p>	<p>全ての市立学校・園において、家庭や地域と連携し、協力して子どもの健やかな成長を図るため、教育活動等について、学校・園や地域の実情に応じた学校の評価を実施します。</p>
137	<p>幼稚園における学校評価の実施</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span> [子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図ります。</p> <p>また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進めます。</p> <p>《学校関係者評価実施幼稚園数》 25年度：55施設⇒31年度：90施設</p>

138	<p>保育カウンセラー事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒現状維持</p>
139	<p>保育指導専門員の配置</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>認可外保育施設の指導監督を強化するため、認可保育所の所長経験者2名を保育課に配置し、きめ細かな指導を行い、施設や職員の資質向上および入所児童の処遇向上を目指します。</p>
140	<p>認可外保育施設衛生・安全対策事業 (職員分)</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>認可外保育施設に従事する職員の感染症などへの罹患を未然に防止し、施設を利用する児童の衛生および安全を確保するため、北九州市内の認可外保育施設(届出対象施設)に従事する職員の健康診断に要する経費の一部を助成します。</p> <p>《補助対象施設数》 25年度：36施設(全ての認可外保育施設) ⇒現状維持</p>

141	<p>認可外保育施設衛生・安全対策事業 (児童分)</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>乳幼児の衛生および安全を確保し、その健全育成に資するため、北九州市内に所在する認可外保育施設(届出対象施設)を利用する児童の健康診断に要する経費の一部を、補助し、健康診断の受診を促進します。</p> <p>《補助対象施設数》 25年度：36施設(全ての認可外保育施設) ⇒現状維持</p>
142	<p>保育所保育士加配</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span> [子ども家庭局・保育課]</p>	<p>質の高い保育を提供するため、1歳児の保育士配置基準を、国の基準である児童6人に対し1人から、児童5人に対し1人とし、一層の保育の質の向上を図ります。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度での3歳児の保育士配置基準に係る人件費加算(20対1を15対1にした場合)に対応し、さらなる保育の質の改善を図ります。</p> <p>《1歳児加配実施保育所数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
143	<p>私立幼稚園等保育料の負担軽減</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> [子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>「子ども・子育て支援新制度」に移行する私立幼稚園等については、国の示す利用者負担額を基準としながら、市独自の負担軽減に努めます。</p>
144	<p>保育料の軽減</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育料は、国の示す基準額に基づいて定めることを基本としています。市独自の措置として保護者負担の軽減に努めます。</p>

【新しい時代に対応した市立幼稚園と直営保育所の役割の見直し】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
145	新しい時代に対応した市立幼稚園における教育の推進 [教育委員会・企画課] [教育委員会・指導第一課]	市立幼稚園が本市幼児教育の発展および教育水準の維持・向上に果たす役割は大きく、この目的を達成するために、先導的な研究実践に取り組みます。今後は、研究実践園としての役割に応じた体制の見直しを行い、本市幼児教育の推進を図ります。
146 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	直営保育所の機能強化と再編・民営化 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所において、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図ります。 また、保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の民営化を行い、施設の再編を進めます。
147	直営保育所給食調理業務民間委託 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所本体の民営化と調整しながら、順次、直営保育所給食調理業務を民間委託します。
再掲 164 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。  《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組



② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 130  [拡充]	幼児教育の振興  [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行います。また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取組みを支援します。
148  [拡充]	幼稚園における一時預かり事業  [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。
149  [拡充]	延長保育事業 〈特別保育事業補助〉  [子ども家庭局・保育課]	保護者の就労形態の多様化や、残業等に伴う保育時間の延長への需要に対応するため、通常の保育時間を越えて、午後7時まで延長する「延長保育」の実施箇所数を拡充します。 また地域の実状を踏まえ、子どもの生活リズムに配慮しながら、午後8時までの延長保育を拡充します。  《実施施設数：午後7時まで》 26年度：146施設⇒31年度：160施設 《実施施設数：午後8時まで》 26年度：1施設⇒31年度：3施設
150	夜間（長時間）保育事業  [子ども家庭局・保育課]	夜間の保育需要に対応するため、午前7時からおおむね午前0時まで利用できる「夜間保育所」については、利用者の動向を踏まえながら実施します。  《実施施設数》 26年度：1施設⇒現状維持

151  <b>拡充</b>	一時保育事業 (特別保育事業補助)  [子ども家庭局・保育課]	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。  《実施施設数》 26年度：69施設⇒31年度：88施設
152	休日保育事業  [子ども家庭局・保育課]	市内の認可保育所に入所、または家庭保育員制度を利用している児童等で、日曜日や祝日等に保護者の就労により保育の必要性がある児童について、指定の保育所で保育します。  《実施施設数》 26年度：7施設⇒現状維持
153  <b>拡充</b>	病児・病後児保育の充実  [子ども家庭局・保育課]	現在の病児・病後児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児・病後児保育を実施します。 また、適切な利用について保護者にパンフレットを配布するなど啓発を行います。  《実施施設数》 25年度：9施設⇒31年度：14施設

③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 130  <b>拡充</b>	幼児教育の振興  [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行います。また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取組みを支援します。

<p>再掲 262</p>	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>
<p>再掲 264</p> <p><u>拡充</u></p>	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・教職員課]</p>	<p>市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>○特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育補助</li> <li>・特別支援学級補助</li> <li>・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー）</li> <li>・特別支援教育介助員</li> </ul> <p>○医療・労働などの専門家</p>

<p>154</p> <p><b>拡充</b></p>	<p>障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>
<p>再掲 138</p>	<p>保育カウンセラー事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒現状維持</p>
<p>155</p>	<p>幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・指導第一課] [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園や保育所、障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。</p> <p>○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など</p>

156	<p>専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
再掲 267	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>

④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
157 <b>拡充</b>	<p>保育所、幼稚園、小学校の連携</p> <p>[子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [教育委員会・指導第一課]</p>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために保幼小間連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。</p> <p>○保育所、幼稚園、小学校の職員間の交流・研修や園児・児童の交流活動など連携事業の継続実施</p> <p>○保幼小連携の質の向上を図る啓発パンフレットの活用及び連携担当者名簿の作成・活用</p> <p>○子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等の作成・活用</p> <p>《保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園等、小学校の割合》 25年度：97%⇒31年度：98%</p>

⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
158	家庭支援推進保育事業の実施 [子ども家庭局・保育課]	家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めて子育て支援を行います。ケース検討や事例研究を行い、自己研鑽をし、保育の質の向上のため研修会を開催します。
再掲 67	家庭・地域への啓発事業 [教育委員会・生涯学習課]	<p>家庭教育について、関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られる中、従来の取り組みに加え、小学校入学前の早い段階からの啓発の実施など、よりきめ細かく家庭の教育力向上に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的な生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」（3～5歳児対象）の作成配布</li> <li>○全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施</li> <li>○保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の拡充（全園での実施） など</li> </ul> <p>《家庭教育学級開設数》 25年度：345か所⇒31年度：370か所</p>
159 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	幼稚園における子育て支援機能の充実 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>私立幼稚園における未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援します。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高めます。</p> <p>さらに、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、子育て支援機能の充実に向けた取組みを支援します。</p> <p>《子育て支援事業の実施施設数》 25年度：95施設⇒31年度：全施設</p>

160	<p>市立学校(幼稚園)における食育推進事業</p> <p>[教育委員会・指導第一課]</p>	<p>子どもが発達の段階に応じて、食に対する知識や食を適切に選択する力を身につけるとともに、調理に関する基本的技能を習得し、健全な食生活を実践することができるよう体系的な食育を推進します。</p>
161	<p>食育を通じた児童生徒の肥満・痩身対策事業</p> <p>[教育委員会・学校保健課]</p>	<p>市立幼稚園、小・中学校の児童生徒等における肥満・痩身対策の指針として作成した「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策ガイドライン」に沿い、各学校において効果的な指導を行い、学校医等や家庭との連携の強化を図り、肥満・痩身対策事業の充実に努めます。</p> <p>また、園児・児童生徒および保護者に対して、肥満・痩身に関する知識の習得や意識の向上を図ります。</p>
162	<p>地域子育て支援センター事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士等の職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や育児サークル等への支援を行います。</p> <p>《実施箇所数》 26年度：6か所⇒31年度：2か所</p>
163	<p>子育て支援総合コーディネーター事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行います。</p> <p>また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実に努めます。</p> <p>《育児講座実施回数》 25年度：10回⇒現状維持</p>

164  [拡充]	親子通園事業  [子ども家庭局・保育課]	<p>発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組</p>
165	保育所における地域活動事業  [子ども家庭局・保育課]	<p>保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担います。</p> <p>また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進します。</p> <p>《実施施設数》 25年度：151施設⇒31年度：全ての保育所</p>
166	保育所等入所児童への食育推進事業  [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>保育所等の入所児童を対象に野菜の栽培や調理などの体験活動を行います。また、給食を生きた教材として活用した、食育の推進を図ります。</p>
167	保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業  [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>保育所等において、入所児童の保護者や地域の子育て家庭を対象に、献立表や給食だよりの配布、給食試食会を行います。また、食に関する相談や講演会等を充実していきます。</p>
168	保育所等の給食におけるアレルギー対応  [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>食物アレルギーを有する児童に対して、アレルギー原因食品の除去食や、代替食の対応等を行います。</p>



再掲 20	親子ですすめる食育教室 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、未就学児の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。  《教室参加人数》 25年度：1,658人⇒31年度：1,800人
169 <u>拡充</u>	小児肥満対策事業 [子ども家庭局・保育課]	幼稚園、保育所を対象に身長体重バランス値調査の実施や、職員に対して講習会を開催します。また保護者に対して講話や相談会、リーフレットの配布などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行います。  《予防教室および相談会の実施回数》 25年度：0回⇒31年度：20回

⑥ 教育・保育に関する情報提供

No.	事業名 [担当課]	事業概要
170	幼稚園・保育所等情報の積極的な提供 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・指導第一課]	市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に、施設の情報提供に取り組みます。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、施設を通して提供します。

<p>171</p> <p><b>新規</b></p>	<p>保育サービスコンシェルジュ配置事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握した上で、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、各区役所に1名ずつ「保育サービスコンシェルジュ」を配置します。</p> <p>《配置箇所数》 26年度：7か所⇒現状維持</p>
<p>172</p>	<p>保育サービスに関する情報提供の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況および各月の入所児童数等を公開することで、保育所入所希望者への情報提供の充実を図ります。</p>

## 政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

### 施策（8）放課後児童クラブ

#### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

放課後児童クラブは、これまで共働き等の理由により昼間保護者のいない、主に小学校低学年の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供してきました。

そのような中、本市では平成20年度に、利用者ニーズを踏まえ、待機児童の解消や高学年児童の受入れ等の課題解決に向け、これまでの方針を大きく転換し、希望する全ての児童（小学生）を対象に放課後の安全な居場所を確保する、全児童化に向けた取り組みに着手しました。平成22年度までに、必要な施設や体制の整備を行い、平成23年度には、放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れることができるようになり、高学年児童を含め利用児童が大幅に増加しています。

一方、増加する児童に適切に対応できるよう、障害児への対応を支援する巡回カウンセラーや小学校との連携を促進する放課後児童クラブアドバイザーをクラブに派遣するとともに、指導員を対象とした研修を充実するなど、指導員の資質の向上に努めました。また、魅力あるクラブづくりに向け、クラブの体験・交流活動を充実させるため、地域のボランティアの方に協力してもらうなど、地域と連携した取り組みを進めました。

このように、ハード・ソフトの両面で放課後児童クラブを充実しながら、児童の放課後の居場所づくりを進め、児童の健全育成を図りました。

#### 【現状・課題】

##### ア. 待機児童の解消

###### 《現状》

放課後児童クラブの設置が必要とされる全ての小学校区にクラブを設置しましたが、今後も利用児童の増加が見込まれ、既存の施設のままでは、児童の専用区画の確保が懸念される放課後児童クラブがあります。

###### 《課題》

- 放課後児童クラブの入所を希望する児童の受け入れができるように、施設の増設などにより、児童の専用区画を確保する必要があります。

## イ. 利用内容など

### 《現状》

現在、放課後児童クラブは、校区社会福祉協議会などの地域団体や社会福祉法人など多様な団体によって運営されており、運営に関するモデルプランを示しているものの、クラブごとに開設時間や保護者負担金などの運営状況に違いがあります。

### 《課題》

- 放課後児童クラブに対する利用者のニーズに応えられるよう、利用内容の拡充を図る必要があります。
- 国の児童の集団の規模に関する基準を踏まえ、規模に応じた指導員の配置を行う必要があります。

## ウ. 運営内容

### 《現状》

放課後児童クラブの全児童化に伴い、高学年児童や障害のある児童の利用が増加しています。学校や地域等との連携、協力による地域や放課後児童クラブの特性を活かした活動については、それぞれの放課後児童クラブによって、その取り組みに差があります。

### 《課題》

- 児童の指導にあたる放課後児童支援員等の資質の向上、小学校等との一層の連携、運営団体への必要な支援など、放課後児童クラブの運営体制の充実を図る必要があります。
- 従来の「安全な子どもの居場所づくり」との視点だけでなく、学校や地域との連携を通じ、思いやりの心を持ち、自立した子どもを育む必要があります。

## 【施策の方向性・柱】

『希望する全ての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現』

### ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実など、運営基盤の強化を図ります。

### ② 放課後児童クラブの魅力向上

放課後児童支援員等の資質向上など放課後児童クラブの運営体制の充実を図るとともに、クラブの活動内容の充実を目指して、学校や地域との連携を図り、魅力あるクラブの運営を促進します。

## 【成果の指標（目標）】

- ① 放課後児童クラブの待機児童数（4月1日現在） 〈25年度：0人⇒31年度：0人〉
- ② 放課後児童クラブに対する満足度
  - (i) 施設・環境 〈25年度：76.2%⇒向上〉
  - (ii) 開所日・開所時間 〈25年度：75.4%⇒向上〉

(参考データ)

○ 放課後児童クラブ数および設置校区数(4月1日現在)

年 度	クラブ数	校区数
平成 23 年度	187 クラブ(186 クラブ)	126 校区(126 校区)
平成 24 年度	193 クラブ(192 クラブ)	126 校区(126 校区)
平成 25 年度	197 クラブ(197 クラブ)	126 校区(126 校区)

注:( )は、全児童化実施クラブ数および校区数(4月1日現在)

○ 登録児童数および待機児童数 (4月1日現在)

年 度	登録児童数		待機児童数	
		高学年児童数	人数	クラブ数
平成 24 年度	9,080 人	1,917 人	0 人	0 クラブ
平成 25 年度	9,510 人	2,162 人	0 人	0 クラブ

○ 18時30分以降まで開設している放課後児童クラブ (4月1日現在)

年 度	クラブ数
平成 24 年度	189 クラブ (97.9%)
平成 25 年度	196 クラブ (99.5%)

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数 (4月1日現在)

年 度	人数	クラブ数
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	123 クラブ

○ 放課後児童クラブに対する満足度

区 分	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
施設、環境	24.2%	52.0%	16.8%	1.2%	5.7%
開所日・開所時間	26.2%	49.2%	17.2%	2.5%	4.9%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

■ 具体的な取り組み

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
173	放課後児童クラブにおける児童受入のための施設整備  [子ども家庭局・子育て支援課]	児童数の増加により、本市の基準で定める児童の専用区画の確保が難しくなる放課後児童クラブについて、計画的に増設等の施設整備を行います。  《放課後児童クラブの待機児童数[4月1日現在]》 25年度：0人⇒31年度：0人
174  [拡充]	放課後児童クラブの利用内容の充実 〈放課後児童クラブ運営費〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	利用者ニーズに対応するため、クラブの開設時間や保護者負担金等の標準化を推進します。なお、開設時間については、「小1の壁」解消のため、午後7時までの延長を推進します。また、児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね40人に対して、放課後児童支援員等の2人配置を促進します。  《19:00以降まで開設するクラブの割合》 25年度：13.7%⇒31年度：50%

② 放課後児童クラブの魅力向上

175	放課後児童クラブの運営体制の充実 〈放課後児童クラブ管理費〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。  また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進します。  運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努めます。
-----	--	--

再掲 267	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。
176	放課後児童ヘルパーの活用 [子ども家庭局・子育て支援課]	地域の特色を活かした放課後児童クラブの活動を推進していくため、各クラブが、地域の人材を「放課後児童ヘルパー」として活用するための取り組みを支援していきます。 《ヘルパー活用クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上
177	夏の教室（地域版）の実施 [子ども家庭局・子育て支援課]	放課後児童ヘルパー等地域力の活用や大学との連携などにより、夏季休業日中に小学校で1週間程度実施されている「夏の教室」の地域版等を放課後児童クラブで実施し、生活体験やスポーツなど体験の機会を増やすとともに、学習習慣を養います。 《実施クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上
178	放課後ジュニアリーダープログラムの展開 [子ども家庭局・子育て支援課]	高学年児童をジュニアリーダーとし、指導員、放課後児童ヘルパーとともに、低学年児童等のお世話をすることで、高学年児童の思いやりの心や自立を促します。 《実施クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上



## 施策（９）青少年の健全育成

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

主体的・意欲的に生きるたくましい青少年を育成するため、中・高校生等の若者を対象に、学習や体験、スポーツ・文化活動、仲間との交流等を通じ、豊かな人間性と社会性を育てる「ユースステーション」を平成25年度に新設するとともに、ボランティア体験活動など青少年が社会体験活動等に参加する機会や場を提供しました。

また、青少年の非行対策を全市的な視点から総合的・効果的に取り組むため、警察等関係機関、地域団体、行政などで構成する「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を平成24年度に立ち上げました。その中で、学校等で子どもの規範意識を育む「非行防止教室」や危険ドラッグ等の危険性を周知する「薬物乱用防止教室」の実施、地域の方々による補導活動など青少年を非行等から守る取り組みを行いました。その結果、シンナー等乱用で検挙補導された少年は、平成15年の349人をピークに減少し、平成25年は0人となりました。

不登校生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など学校への支援を効果的に行ったことにより、減少傾向にあります。一方、いじめについては、平成24年度に「いじめに関する実態調査」を全市一斉に実施した結果、件数は大幅に増加しましたが、調査で認知されたいじめは全て解消されました。

このように、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組む視点に立ち、「子どもの健やかな成長を支える環境づくり」に努めました。

### 【現状・課題】

#### ア. 青少年への社会体験活動等

##### 《現状》

近隣の大人とのコミュニケーションがない子どもや、日常的に異年齢の友達とふれあっていない子どもが増えています。また、約8割の小学生が子ども会に入ったことがないなど、地域社会等における体験活動等の機会が減っています。

また、青少年の体験活動を支える少年自然の家等の青少年教育施設の多くは建物、設備等の老朽化が進んでいます。

##### 《課題》

- 青少年がさまざまな社会体験活動などを日常的、継続的に取り組めるような仕組みづくりを進める必要があります。
- 青少年教育施設のあり方の検討が必要です。

## イ. 青少年を取り巻く有害環境

### 《現状》

不良行為少年の補導人員は依然として、延べ1万6千人程度と高水準にあります。

「刑法犯少年の検挙補導人員」は減少傾向にありますが、非行者率や再犯者率が全国平均よりも高い傾向にあります。また、ネット依存症ともいえる状況や、スマートフォンなどの安易な使用による犯罪被害の増加、危険ドラッグ等の乱用も懸念されています。

### 《課題》

- 有害環境を浄化するための取り組みが必要です。
- 道徳教育や規範教育を充実し、青少年の規範意識の醸成を図る必要があります。
- 街頭補導や見守り活動など、地域と連携した非行の未然防止のための取り組みが必要です。

## ウ. 青少年が抱える問題（不登校）

### 《現状》

不登校児童生徒数は、平成20年度をピークに減少しています。

### 《課題》

- 学校が、家庭や関係機関と連携しながら、不登校の未然防止に取り組むとともに、学校復帰に向けたさらなる取り組みが必要です。

## エ. 青少年が抱える問題（いじめ）

### 《現状》

市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒を対象としたいじめ実態調査（アンケートおよび面談）によると、いじめ発生件数は、平成20年度に比べ小学生、中学生ともに増加しています。

### 《課題》

- いじめの問題は、発生件数の多少に関わらず、命や生き方、人権にかかわる重大な問題であり、早期発見、早期対応が求められています。

## オ. デートDVの現状

### 《現状》

高校生や大学生など若者の間でも、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、怒鳴る、無視する、メールのチェックなどの「精神的暴力」、嫌がっているのに性的な行為を強要されるなどの「性的な暴力」といった、デートDV（ドメスティック・バイオレンス）が起っています。

デートDVについては、若者の間でも認識されていない場合が多く、また誰にも相談できずにいる人が多いのが現状です。

### 《課題》

- 若年層に対し、交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供し、正しい知識の周知と予防啓発に努める必要があります。

## 【施策の方向性・柱】

『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』

### ① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

次世代を担う青少年が社会とのかかわりを自覚し、自己を確立・向上していけるよう、青少年に社会体験活動等の機会や場を提供します。また、青少年の体験活動を支える青少年施設のあり方の検討を進めます。

### ② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

青少年を有害環境から守るため、地域と連携し、有害環境の浄化とともに、非行防止に取り組めます。

### ③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進

警察や薬剤師会、地域団体等との連携を図り、薬物乱用防止教室や各種キャンペーン等を行い、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の撲滅機運を高めるための取り組みを推進します。

### ④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。

生徒指導や教育相談活動を通じて不登校やいじめの未然防止、解消を目指します。また、的確に実態を把握し、きめ細かな対応を行うとともに、取り組みの点検や充実を図ります。

### ⑤ デートDV予防啓発の推進

デートDV（高校生や大学生等の若年層における交際相手からの暴力）について、若年層を対象とした出前講演等を開催し、理解促進と予防啓発を図ります。

## 【成果の指標（目標）】

### ① 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数

〈25年度：6,342人⇒増加〉

### ② 非行者率（少年人口1,000人当たりの人数）

〈25年：11.0人⇒31年度：7.0人〉

### ③ いじめの解消率

(i) 小学生 〈24年度：96.9%⇒30年度：100.0%〉

(ii) 中学生 〈24年度：95.6%⇒30年度：100.0%〉

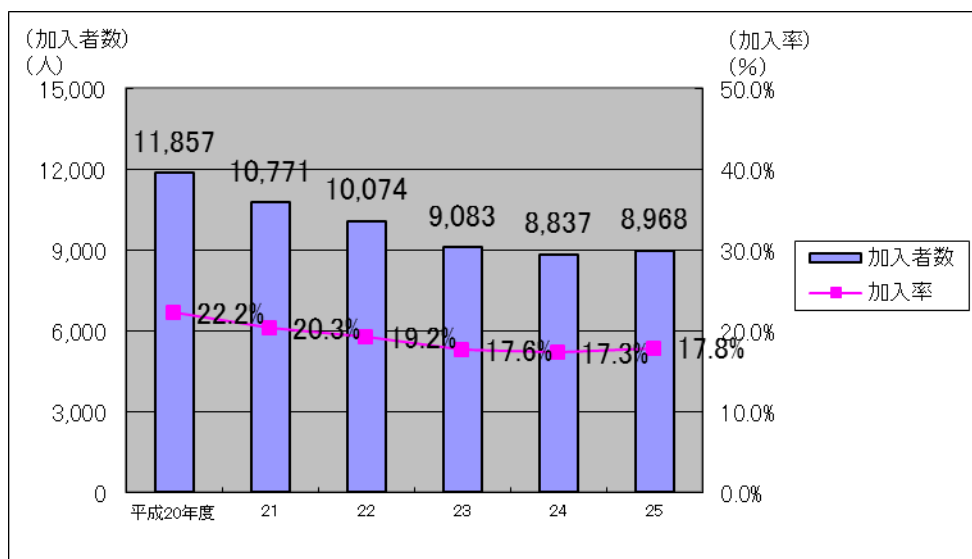
(参考データ)

○ 子ども(小学生)の地域とのつながり

区分	ほとんど無い	まったく無い
近隣の大人とのコミュニケーション	10.9%	1.5%
異年齢の子どもとの日常活動	13.5%	4.4%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子ども会の加入者数・加入率\*1



\*1:加入者数…小学生会員数 加入率=加入者数÷市内の児童数

○ 携帯電話の所有率およびフィルタリングの利用率

区分	小学生	中学・高校生
携帯電話の所有率	34.4%	75.1%
(うちフィルタリングの利用率)	(72.9%)	(61.4%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 非行者率\*2

北九州市	全国
11.0 人	5.8 人

資料:福岡県警察データより集計(平成 25 年)

\*2:非行者率…10 歳から 19 歳までの少年 1000 人あたりの検挙補導人員数

○市立小中学校での不登校児童生徒数

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学生	72 人	112 人	131 人	137 人	95 人
中学生	762 人	710 人	668 人	654 人	645 人
計	834 人	822 人	799 人	791 人	740 人

資料:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注:長期欠席者のうち、「不登校」を理由に報告されている児童生徒数

○市立小中学校のいじめ発生件数

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学生	45 件	49 件	37 件	19 件	98 件
中学生	105 件	83 件	95 件	84 件	181 件
計	150 件	132 件	132 件	103 件	279 件

資料:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

○ 中学・高校生が放課後等で過ごすことが多い場所

区分	放課後	休日
自宅	69.1%	77.6%
学校(部活動等)	54.8%	40.8%
学習塾や予備校等	27.1%	16.8%
公園や街中など屋外 (友だち等と遊んでいる)	6.2%	24.9%
友だちの家	6.1%	19.5%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

## ■ 具体的な取り組み

### ① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

#### 【青少年の体験活動の推進】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
179	青少年体験活動活性化事業 [子ども家庭局・青少年課]	青少年育成事業情報を発信し、体験活動の場を紹介するとともに、青年リーダーの養成などを通じて、さらなる青少年の健全育成環境づくりを進めます。
180	青少年の家の運営 〈青少年施設改修事業〉 [子ども家庭局・青少年課]	施設周辺の豊かな自然の中で、野外活動や集団生活などの体験を通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、心身ともにたくましい青少年の育成を図ります。また、身近でより安全かつ快適に利用できるように、青少年施設の環境整備を行います。
181	児童文化科学館の運営 [子ども家庭局・青少年課]	プラネタリウム、科学教室などの体験を通じた科学事業、演劇会などの文化事業を開催し、科学教育の振興、児童文化の向上を図ります。
182	青少年施設のあり方の検討 [子ども家庭局・青少年課]	行財政改革大綱の公共施設マネジメント方針に沿い、児童文化科学館を含む青少年施設のあり方の検討を進めます。
183	児童館の運営 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童に健全な遊びを与えることで、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に運営するとともに、母親クラブ等の地域活動の育成助長を行います。

<p>再掲 230</p> <p>拡充</p>	<p>ユースステーションの運営</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身に付ける場となる「ユースステーション」の運営を行います。</p> <p>《若者向け事業への参加者数》 25年度：914人⇒31年度：1,500人</p>
<p>184</p>	<p>青少年ボランティアステーション推進事業</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>青少年の成長に欠かすことのできないさまざまな体験活動等を通じ、青少年が社会構成員として、規範意識や社会性、協調性を身に付けることができるよう、青少年ボランティアステーションを拠点に、青少年のボランティア体験活動を支援、促進します。</p> <p>また、ひきこもりや非行等の問題を抱える少年の社会的自立を支援するため、社会参加ボランティアプログラムを実施します。</p> <p>《ボランティア体験活動者数》 25年度：6,342人⇒増加</p>
<p>185</p>	<p>野外教育等推進事業</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>自然体験活動などを通じて「生きる力」を育む野外活動等推進事業に加え、夜宮青少年センターを拠点に中学・高校生の居場所づくり、ボランティアの養成などに取り組みます。</p> <p>《施設利用者延べ人数》 25年度：121,500人⇒増加</p>
<p>186</p>	<p>家庭・地域・学校の連携推進</p> <p>[教育委員会・生涯学習課] [教育委員会・企画課]</p>	<p>地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」や、子どもの生きる力を育み、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、地域や家庭と学校が一体となった取り組みを推進します。</p> <p>《市民センターでの子ども交流事業や体験活動への参加者数》 25年度：59,775人⇒30年度：70,000人</p>



187	<p>チャレンジ100キロ～歩け北九州っ 子若武者の旅～</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>心身ともにたくましい子どもたちの育成を 目的として、約100名の子どもたちが、市 内の青少年施設に連泊しながら、市内の山々 など約100キロの行程を踏破します。</p>
188	<p>夏休み！ こどもバスぽ～と</p> <p>[交通局・総務経営課]</p>	<p>子どもの社会参加、自立、自主性の育成に 貢献するとともに、子育てに対する保護者の 経済的負担や送迎の負担を軽減するため、夏 休み期間中、小・中学生を対象とした市営バ スが乗り放題となる乗車券を発売します。通 常の1日乗車券の料金（小学生350円、中 学生700円）で、利用者が任意で定めた7 日間、市営バスの全路線に利用できます。</p> <p>《販売枚数》 25年度：327枚⇒31年度：1,000枚</p>

【青少年の活動を支える地域団体への支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
189	<p>児童健全育成ボランティア推進事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>児童館における児童健全育成活動や子育て 支援活動をより充実し、地域全体に広げてい くために、児童館を拠点として活動している ボランティア組織「みらい子育てネット（母 親クラブ）」の活動を支援し、その充実を図 ります。</p> <p>《クラブ数》 25年度：15クラブ⇒現状維持</p>
190	<p>子ども会等地域活動推進事業</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>地域における子どもの活動を活性化させる ため、地域で子どもたちが活動し成長する環 境づくりや、そのような活動に携わる市民へ の支援を行います。</p>

191	遊びの広場促進事業 [子ども家庭局・青少年課]	子ども会をはじめとした青少年育成団体などの活動の活性化を図るため、他の団体・グループ活動の参考になる事業に対し支援を行います。
192	青少年団体の活動支援 [子ども家庭局・青少年課]	青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、青少年団体の運営や活動を支援し、連携強化を図ります。

【スポーツによる健全育成】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
193	総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業 [市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]	<p>総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブです。多世代、多種目、多志向を特徴とし、地域住民等により自主・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブは、これからの地域スポーツの中核をなすものであり、この果たす役割は大きいことから、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に取り組みます。</p> <p>《クラブ会員数》 25年度：2,320人⇒32年度：4,000人</p>
194	「わくわく体験」スポーツ教室 [市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]	<p>近年、テレビゲームなどの屋内遊具の発展・普及により、青少年の運動不足が懸念されており、特に冬季には屋外での運動が減少する傾向にあります。冬季のスポーツとしてバランス感覚や柔軟性の向上に最適な「アイススケート」が体験できるよう市内全小学校教育児童（約51,000人）を対象に無料招待します。また、希望者によるスケート教室も実施します。</p> <p>《実施校数》 25年度：全小学校⇒現状維持</p>

195	<p>プロスポーツチームによる夢感動プロジェクト</p> <p>[市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]</p>	<p>本市をホームタウン・準ホームタウンとするプロスポーツチーム「ギラヴァンツ北九州」「福岡ソフトバンクホークス」「堺ブレイザーズ」に加え、日本女子ソフトボール2部リーグに所属する「CLUB北九州」の4者合同による現役選手などを活用した子ども向けスポーツ体験教室を実施します。</p> <p>《体験教室参加人数》 25年度：116人⇒28年度：150人</p>
196	<p>新・夢・スポーツ振興事業</p> <p>新規 [市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]</p>	<p>2020年の東京オリンピックの開催を踏まえ、国際・全国大会で活躍する選手を育成するため、選手個々の能力を高める事業を実施します。</p> <p>《選手強化事業参加者数》 30年度：500人</p>
197	<p>学校施設開放事業</p> <p>[教育委員会・生涯学習課]</p>	<p>地域スポーツの普及および児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の体育施設を市民に開放します。</p>

【文化・科学体験の促進】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
198	<p>夏休み子ども文学館開催事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・文学館]</p>	<p>文学館において、子どもの読書・創作活動の意欲を高め、豊かな感性を培うことを目的に、夏休み期間を利用して子どもを対象とした企画展、イベント、作品募集などを開催します。</p> <p>子どもたちに魅力のある企画展の開催と、PR活動の工夫を行い、利用客の増加を図ります。</p> <p>《夏休み企画展入場者数》 25年度：2,076人⇒31年度：5,000人</p>

199	<p>学校等訪問コンサート</p> <p>[市民文化スポーツ局・文化振興課]</p>	<p>文化体験を通して、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、芸術文化に対する関心を高め、未来の文化の担い手として育成するため、アーティストが直接学校に出向いて生の音楽等を提供します。</p> <p>《満足度》※実施校に対するアンケートによる 25年度：96%⇒現状維持</p>
200	<p>子ども文化ふれあいフェスタ</p> <p>[市民文化スポーツ局・文化振興課]</p>	<p>日本舞踊やいけばななどの文化体験を通して、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、芸術文化に対する関心を高め、未来の文化の担い手として育成するために、8月下旬に文化団体等が企画したワークショップ等を実施し、芸術文化に対する関心を高めます。</p> <p>《満足度》 25年度：94%⇒現状維持</p>
201	<p>北九州市少年少女合唱団・ジュニアオーケストラ育成事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・文化振興課]</p>	<p>北九州市少年少女合唱団、北九州市ジュニアオーケストラの活動に対する支援を行います。</p>
202	<p>ジュニアマイスター養成講座</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>科学体験やものづくり体験を通して「科学がすき、ものづくりがすき」な子どもたちの育成を図るため、小・中学生を対象とした各種科学教室を開催します。</p> <p>《参加者数》 25年度：8,343人⇒31年度：10,000人</p>
203	<p>こども文化パスポート事業</p> <p>[教育委員会・企画課]</p>	<p>地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに、親子のふれあう機会を増やすことを目的として、夏休み期間を中心に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料（一部割引）で入場できるパスポートを子どもに配布します。</p>

204	<p>わくわくアートミュージアム事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・美術館普及課]</p>	<p>子どもたちの感動する心や豊かな情操を養うため、美術館を積極的に活用し、美術に親しむ態度を育てます。また、美術館の重要な役割の一つとしての教育・普及活動のうち、学校の美術教育活動を支援します。</p> <p>《美術鑑賞教室実施回数》 25年度：18回⇒年間40回</p> <p>《子ども向けワークショップ開催回数》 25年度：9回⇒現状維持</p>
205	<p>博物館セカンドスクール事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・自然史・歴史博物館普及課]</p>	<p>博物館を第2の学校（教育の場）として位置づけ、ミュージアムティーチャー（博物館勤務の教員）を配置し、体験学習の実施や学習プログラムの作成等に取り組み、理科・社会科への学習意欲向上に資することにより博学連携を推進します。</p>

【さまざまな体験活動】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
206 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	<p>外遊び（プレイパーク）の検討</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>子どもの健全育成を図るため、自然にふれあい、さまざまな外遊びができる機会を提供することが重要であるとの観点から、自然の地形や樹木を利用し、「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場」であるプレイパークについて、先進事例調査や本市での実現可能性、NPO等との協働のあり方などの検討を行います。</p>

207	<p>環境教育推進事業</p> <p>[教育委員会・指導第一課]</p>	<p>体験的な学習を通して環境に対する認識を深めるとともに、環境の保全等のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図ります。</p> <p>○小学4年生を対象とした「環境体験科」の実施</p> <p>○ユネスコスクール推進指定校の拡充 など</p>
208	<p>こども環境学習推進事業</p> <p>[環境局・環境学習課]</p>	<p>子どもたちが、地域で自主的に環境活動を行うことを支援する「こどもエコクラブ」事業を実施します。</p> <p>あわせて、環境ミュージアムなどの利用により、子どもの環境学習を推進します。</p> <p>《こどもエコクラブ登録団体数》 25年度：19団体⇒31年度：40団体</p>
209	<p>地産地消・学校給食推進事業</p> <p>[産業経済局・農林課]</p>	<p>小学生が農作業体験等を通して、農業および地産地消に対する理解促進を図ります。</p>
210	<p>長野緑地「市民参加による農業体験教室」</p> <p>[建設局・公園管理課]</p>	<p>長野緑地の公園予定地の一部を活用して、市民に一年を通して有機農業栽培管理や花作りを体験する場を提供します。</p> <p>また、子どもたちが自然の中で遊び、学ぶ場を提供したり、収穫物を使用したイベントの実施など、市民の参加を拡大するイベント等を開催します。</p> <p>《農業体験教室参加者数》 毎年度：2,000人</p>

② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
211	少年サポートチーム推進事業  [教育委員会・指導第二課]	<p>児童生徒の問題行動は多様化・深刻化が進み、学校や家庭だけでは解決困難な生徒指導上の問題が増加しているため、学校・教育委員会・警察などの関係機関による相互の行動連携を強化し、問題行動の未然防止や早期の解決を図ります。</p> <p>○少年サポートチーム（警察官や教員のOB）による、問題行動を起こす児童生徒やその保護者、被害にあった児童生徒への支援</p> <p>○薬物乱用防止教室等の非行防止に係る啓発活動の実施</p>
212	非行防止活動の推進 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉  [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課]	<p>非行者率や再犯者率が依然として高水準にある状況を踏まえ、ネットによる誹謗中傷や有害サイト、危険ドラッグ等の課題にも対応した非行防止教室を実施するなど、児童生徒の規範教育の充実を図ります。また、PTA等とも連携し、保護者や地域住民に対して非行に関する現状や対策等を周知するなど、非行の未然防止や早期解決を図るための取り組みを進めます。</p>
再掲 26	思春期保健連絡会  [子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課] [保健福祉局・保健医療課]	<p>思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。</p> <p>また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。</p> <p>《教室実施回数》 25年度：77回⇒31年度：100回</p>

<p>再掲 5</p> <p><b>新規</b></p>	<p>(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。</p> <p>また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。</p>
<p>213</p>	<p>有害情報等から子どもを守る事業</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>インターネット上のサイトにおいて、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み等の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進します。スマートフォンや携帯電話については、市PTA協議会などとも連携し、使用方法についての家庭でのルールづくりを推進します。</p> <p>また、教職員の対応力向上のための研修や保護者等へリーフレットを作成・配布するなど啓発を行います。</p>
<p>214</p>	<p>地域における青少年の見守り体制の充実・強化 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>少年補導委員等による補導・環境浄化活動や、北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」を拠点とした青少年への夜間パトロール、米(マイ)ドリーム事業や多世代農園事業等、地域で行われる青少年健全育成活動の充実・強化に努めます。</p> <p>《少年補導委員による補導活動回数》 25年度：3,882回⇒31年度：同水準</p>
<p>215</p>	<p>青少年育成会・地域会議等推進事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>地域ぐるみで青少年の健全育成・非行防止への取り組みを進めるため、青少年育成会や地域会議等の活動を支援します。</p>



216	<p>出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業          〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>青少年が、出会い系サイト等をきっかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、メディア上の有害環境の危険性を伝える取り組みを進めます。</p>
217	<p>消費者教育の推進</p> <p>[市民文化スポーツ局・消費生活センター]</p>	<p>市内の小・中学生、高校生、大学生、新入社員等若者世代に対し、最新の消費者被害の実態や、消費者として必要な知識を紹介することで、賢い消費者の育成を図ります。</p> <p>《出前講座受講者数》          25年度：1,642人⇒31年度：1,800人</p>

③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
218	<p>薬物乱用防止等啓発事業          〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[保健福祉局・保健医療課]</p>	<p>薬物乱用のない社会環境づくりを推進するため、小中学校等で実施される薬物乱用防止教室等のマニュアル作成や主に中学・高校生を対象とした街頭啓発活動を行います。</p>
219	<p>薬物乱用対策事業</p> <p>[保健福祉局・精神保健福祉センター]</p>	<p>薬物依存になった人が相談し、回復に向けた支援が受けられるよう、「薬物・ギャンブル相談窓口」や「薬物の問題で悩む家族のための教室」「依存症回復プログラム」等を実施します。</p> <p>また、さまざまな課題に対する各関係機関との連携強化を目的として、地域薬物関連問題連絡会議等を開催します。</p>

220  [拡充]	危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に向けた広報・啓発 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉  [子ども家庭局・青少年課]	シンナー等乱用少年の検挙補導人員は0人（平成25年）ですが、一方で危険ドラッグ等の使用が疑われる事案など新たな課題も生じています。こうした状況を踏まえ、薬物乱用防止教室等の対策を進めます。  《薬物乱用防止対策事業参加者数》 25年度：6,381人⇒同水準
-----------------	--	---

④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
221  [拡充]	いじめ対策の充実  [教育委員会・指導第二課]	いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。 「北九州市いじめの防止基本方針（案）」に基づく、いじめ問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析および調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図ります。 ○「いじめ問題に関する実態調査（アンケート・面接）」の全校実施 ○教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」を用いた研修の実施 ○「北九州市いじめ問題専門委員会（案）」による調査審議 など

222	<p>不登校対策の充実</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組みます。</p> <p>○小中連携の研修会や取り組みの強化</p> <p>○不登校児童生徒療育キャンプの実施 など</p> <p>《不登校児童生徒の復帰好転率》</p> <p>24年度：小学校 32.6% 中学校 33.6%</p> <p>⇒30年度：小学校 90.0% 中学校 72.0%</p>
223	<p>スクールカウンセラーの配置</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>不登校やいじめ等問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要があることから、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、全ての中学校区に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。</p>
224	<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>不登校、いじめ、児童虐待など児童生徒に係る問題行動解消のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行います。</p> <p>《スクールソーシャルワーカー配置数》</p> <p>25年度：7人⇒30年度：10人</p>

⑤ デートDV予防啓発の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
225  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	デートDV予防啓発事業 〈男女共同参画基本計画推進事業〉  [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	若年層（高校生・大学生等）において、顕在化しているデートDVは、将来、深刻な男女間の暴力の問題につながる可能性があることから、若年層を対象とした出前講演等予防啓発を行います。  《デートDV予防教室参加者数》 25年度：2,798人⇒増加

## 施策（10）子ども・若者の自立や立ち直りの支援

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

さまざまな悩みや課題を抱える若者の自立を支援するため、その総合相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』を平成22年度に設置し、関係機関と連携しながら、相談対応や若者の課題や段階に応じた体験プログラムの提供など、きめ細かな自立支援に取り組みました。加えて、少年支援室における不登校や非行等の少年への支援・援助、ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」におけるひきこもりの課題を抱えた当事者・家族への支援などにも取り組みました。

また、青少年の非行対策に全市的な視点から総合的・効果的に取り組むため、警察、関係機関、地域団体、行政などで構成する「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を平成24年度に立ち上げました。その中で、非行少年の立ち直し支援への取り組みとして、深夜はいかい等を行う青少年の居場所となる北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の設置や、非行歴のある青少年を雇用し、立ち直りを支える「協力雇用主」に対する見舞金制度の創設（ともに平成25年度）などに取り組みました。

さらに、若者ワークプラザ北九州を拠点に、おおむね40歳までの若年求職者に対して、就職活動に関する相談・助言、就職関連情報の提供や職業紹介、就業意識や職業能力向上のための講座等を実施し、地域の若年者の就業支援に取り組みました。このように、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている子どもや若者等が、自立できる社会環境づくりに努めました。

### 【現状・課題】

#### ア. 若者を取り巻く現状

##### 《現状》

将来を見通せない不安の中で、社会生活を円滑に営む上でのさまざまな困難を抱えている若者の増加が社会問題となっています。本市においては、不登校、ひきこもり等による少年支援室への通室は横ばい傾向で、保護者や本人からの相談件数は、平成21年度以降やや増加しています。

##### 《課題》

- 子ども・若者の育成支援に関する相談・情報提供、助言等に関する拠点機能の維持・充実が必要です。
- 不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える青少年に対して、個々に応じたよりきめ細かな立ち直しへの支援が必要です。
- 子ども・若者を支援するためのネットワークの維持・充実が必要です。
- インターネット等による情報の提供により、若者に有益な情報やそれぞれの専門機関の情報などを効果的かつタイムリーに発信することが必要です。
- 若者の自立に向けた意識啓発、社会参加準備のための体験プログラム等の確保が必要です。

## イ. 少年犯罪や非行

### 《現状》

「刑法犯少年の検挙補導人員」は減少傾向にありますが、非行者率や再犯者率が全国平均よりも高い傾向にあります。また、子ども総合センターにおける非行相談件数は、平成 19 年度をピークに減少傾向にありましたが、ここ数年は横ばい状態です。

### 《課題》

- 非行少年の立ち直り支援と自立を促進するため、警察や保護司会、協力雇用主会、学校、地域等関係機関・団体との連携を図り、より効果的・効率的で適切な支援等が行えるよう着実な取り組みを進めていくことが必要です。

## 【施策の方向性・柱】

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

### ① 若者の自立を支援する環境づくり

現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、不安定な雇用やニート（若年無業者）、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

### ② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

警察や保護司会、協力雇用主会等、関係機関・団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就労支援等、地域の理解を深め、非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進します。

## 【成果の指標（目標）】

① 「YELL」来所相談者の就業等実績（累計数）

〈25年度：222人⇒31年度：500人〉

② 北九州市協力雇用主見舞金登録者数

〈25年度：10人⇒増加〉

(参考データ)

○ 若者の労働力状況(15歳以上40歳未満)

区分	北九州市		全国	
	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
ニート (若年無業者)	1.2% (3,718 人)	1.1% (3,050 人)	1.2% (500,911 人)	1.1% (428,898 人)
臨時雇用者	7.6% (22,895 人)	16.6% (45,444 人)	8.2% (3,325,354 人)	16.2% (6,136,561 人)
完全失業者	6.4% (19,091 人)	5.8% (15,765 人)	5.1% (2,075,347 人)	5.0% (1,883,862 人)
労働力状況不詳	4.9% (14,547 人)	5.4% (14,718 人)	4.6% (1,865,712 人)	6.7% (2,548,083 人)
計	20.1% (60,251 人)	28.9% (78,977 人)	19.1% (7,767,324 人)	29.0% (10,997,404 人)

資料:総務省「国勢調査」

○ 若年者の年代別完全失業率

年代	北九州市		全国	
	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
15～19 歳	18.5%	16.7%	14.6%	12.8%
20～24 歳	13.5%	10.6%	10.7%	9.9%
25～29 歳	10.2%	9.3%	8.1%	8.2%
30～34 歳	7.8%	7.9%	6.4%	6.6%
35～39 歳	7.1%	6.9%	5.4%	5.9%

資料:総務省「国勢調査」

○ ニート(若年無業者)、フリーターの人数(15歳以上35歳未満)

年	フリーターの人数(全国)
22	182 万人
23	184 万人
24	180 万人
25	182 万人

資料:総務省「労働力調査」

○ 再犯者率\*1

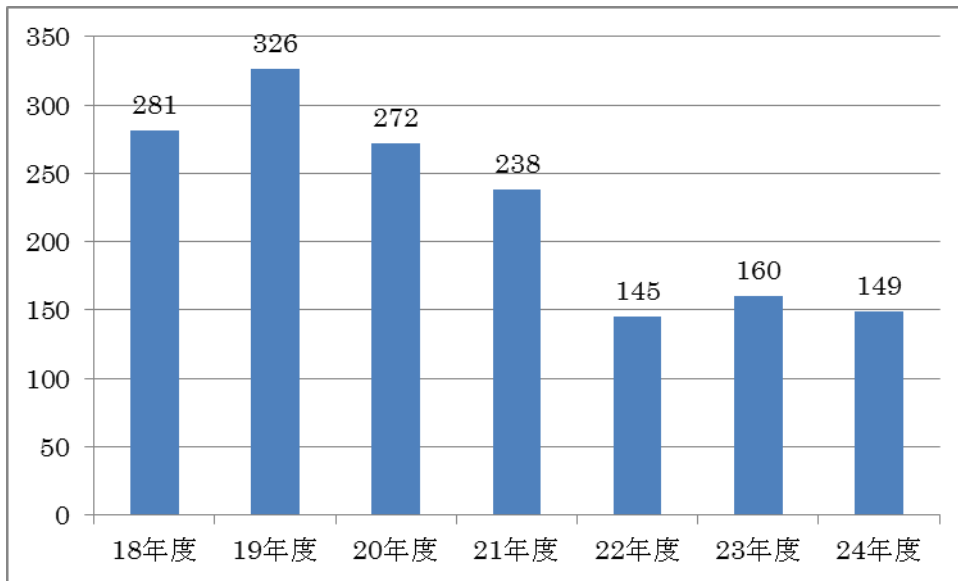
北九州市	全国
38.1%	34.3%

資料:福岡県警察データより集計(平成 25 年)

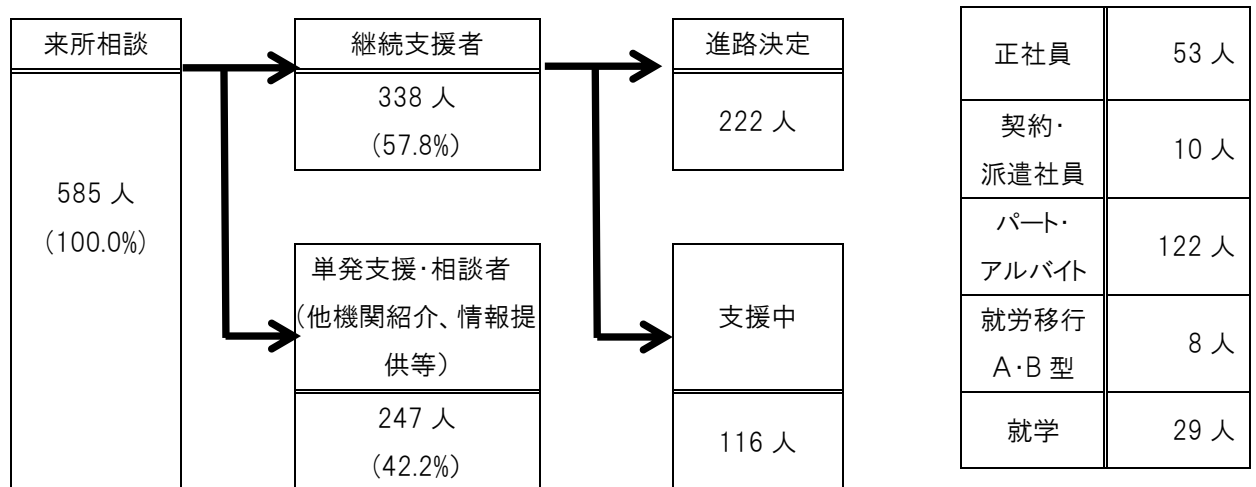
\*1:再犯者率…14 歳～19 歳の犯罪少年検挙人員のうち、再犯者が占める割合



○ 子ども総合センターの非行相談件数推移



○ 「YELL」来所相談者の支援状況・就業等実績(平成 22 年 10 月～26 年 3 月)



○ 北九州市立ユースステーション利用者数(平成 25 年度)

利用区分	小学生	中学生	高校生	大学・専門	一般	計
合計	5,709 人	5,341 人	44,849 人	2,726 人	5,169 人	63,794 人
(割合)	(8.9%)	(8.4%)	(70.3%)	(4.3%)	(8.1%)	(100.0%)

■ 具体的な取り組み

① 若者の自立を支援する環境づくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
226	若者のための応援環境づくりの推進 [子ども家庭局・青少年課]	若者向けHPや「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の運営、ユースアドバイザー養成講習会の開催など、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進します。
227 [拡充]	子ども・若者応援センター「YELL」の運営 [子ども家庭局・青少年課]	子ども・若者応援センター「YELL」を拠点とし、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援します。
228	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族等の電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペース等を提供することで、ひきこもり当事者が社会に参加し、いきいきと自分らしく暮らせることを目指します。  《相談延べ件数》 25年度：1,510件⇒維持
229	社会的ひきこもり対策事業 [保健福祉局・精神保健福祉センター]	さまざまな要因によるひきこもりの中でも、背景に精神疾患や発達障害がないとされる「社会的ひきこもり」の状態にある人が自立できるよう、「社会的ひきこもり家族教室」等による支援を実施します。 また、「ひきこもり支援実務者連絡会」の開催等、関係機関との連携を図るための体制づくりを目指します。

230  [拡充]	ユースステーションの運営  [子ども家庭局・青少年課]	<p>中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身につける場となる「ユースステーション」の運営を行います。</p> <p>《若者向け事業への参加者数》 25年度：914人⇒31年度：1,500人</p>
231	若年者就業促進事業  [産業経済局・雇用政策課]	<p>「若者ワークプラザ北九州」の運営により、おおむね40歳までの若年求職者に対して、就職関連情報の提供、就業相談や職業能力向上のための講座・セミナー、希望や適性に合った職業紹介等を実施するほか、若年者を対象とした求人開拓を実施し、地元企業への就職を促進します。</p>

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
232  [拡充]	北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉  [子ども家庭局・青少年課]	<p>深夜はいかいを繰り返す青少年をさまざまな危険から守り、その立ち直りを促進するため、夜間開所し、はいかいしている青少年への声かけや相談対応、立ち直り支援機関への引継ぎ等を行う北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営を行います。</p>
233  [拡充]	協力雇用主と連携した就労支援 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉  [子ども家庭局・青少年課]	<p>非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿となる協力雇用主の拡大を図るため、協力雇用主が雇用した少年から業務上の損害を受けた場合に見舞金を支給する制度を運営するとともに、ボランティア活動や就労体験等、各種プログラムを実施します。</p> <p>《協力雇用主数》 25年度：81社⇒増加</p>

234	非行少年の立ち直り支援と体制強化 [子ども家庭局・子ども総合センター]	非行少年の立ち直りと自立を促進するため、学校、警察、地域等と連携して非行少年およびその家庭への支援を積極的に行います。また、教育委員会や警察等の関係機関と非行相談連絡会議を定例開催し、教育・福祉の視点に立った取り組みを実施します。
235	少年支援室の運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年を通室させ、生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図ります。

## 政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

### 施策（11）社会的養護が必要な子どもへの支援

#### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

市内には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども（要保護児童）を受け入れる、児童養護施設が6施設、乳児院が1施設あります。これら施設に対し、職員配置の見直しによる人員増や発達障害等のある児童にきめ細かな対応をするための職員加算、里親支援専門相談員の配置等のための運営費の加算など、児童の処遇向上を目的としたさまざまな施策を行ってきました。また、虐待を受けた子どもへの家庭的なケアを実施するため、原則6人の小規模グループケアを7施設で実施しています。

さらに、児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助を行ったほか、大学等への入学金の助成を開始しました。また、生活指導を行う自立援助ホームの運営などにも努めています。

このほか、里親の養育技術の向上等を図るための研修を実施するとともに、情報交換の場である里親サロンを定期的で開催しました。加えて、家庭生活体験事業（一日里親事業）を実施し、児童養護施設等の入所児童が温かい家庭生活を体験することで、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図っています。

このように、要保護児童の成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援に努めてきました。

#### 【現状・課題】

##### ア. 小規模グループケア等による家庭的養護

###### 《現状》

児童養護施設等では虐待を受けた子どもの入所が多く、きめ細かなケアのために、職員との個別的なかかわりを重視した家庭的な養護（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）が望まれています。また、児童養護施設等では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇困難な児童を受け入れる例が多い傾向にあります。

###### 《課題》

- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設による家庭的な養護を促進する必要があります。
- 発達障害のある子ども、虐待を受けた子どもなど処遇困難児童の受入に伴う職員の資質向上や体制強化を図る必要があります。

## イ. 退所を控えた児童に対する自立支援

### 《現状》

児童養護施設等を退所する児童は保護者の支援を受けられないことが多く、さまざまな生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければなりません。退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図ることが求められています。

### 《課題》

- 児童養護施設等の退所を控えた児童、退所後の児童に対する自立を支援する必要があります。

## ウ. 家庭的な養育

### 《現状》

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、さらなる充実が望まれています。また、児童虐待や養育環境などの理由により、お盆や正月などでさえ家庭には帰省できない子どもがいます。

### 《課題》

- 里親制度の普及・拡大(登録数の増)や、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する必要があります。
- 家庭に帰れない子どもたちに、家庭生活を体験する機会を提供するため、家庭生活体験事業（一日里親事業）を拡充するなど、子どもたちが将来目指すべき模範となるような、温かな家庭での生活体験ができるよう、配慮することが必要です。

## 【施策の方向性・柱】

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかに育まれ、自立できる社会環境づくり』

### ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

児童養護施設において、家庭的養護を推進するための小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。

また、就職・進学に際し、児童が希望する進路を選択できるよう、自立に向けた支援を行います。

### ② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

## 【成果の指標（目標）】

- 1 小規模グループケアの設置数                   〈25年度：11か所⇒31年度：14か所〉
- 2 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率  
  〈25年度：14.2%⇒31年度：20%〉

(参考データ)

○ 施設種別要保護児童数

種別		施設数	定員	被措置児童数
市内	児童養護施設	6か所	405人	329人
	乳児院	1か所	33人	23人
	里親※	79世帯	—	39人
	ファミリーホーム	6か所	36人	21人
市外	児童養護施設	随時	随時	12人
	情緒障害短期治療施設	随時	随時	2人
	児童自立支援施設	随時	随時	1人

注:平成26年3月31日現在

※里親の「施設数」欄は登録世帯数

○ 里親登録数(各年度末現在)

平成20年度	61世帯
平成21年度	62世帯
平成22年度	68世帯
平成23年度	75世帯
平成24年度	79世帯
平成25年度	79世帯

○ 家庭生活体験事業(一日里親事業)の実績

年度	全児童数 (各年度8月1日現在)	体験延べ児童数	受託里親世帯数
20	392人	357人	233世帯
21	391人	683人	462世帯
22	362人	610人	421世帯
23	353人	754人	459世帯
24	348人	836人	499世帯
25	358人	743人	422世帯

資料:北九州市子ども総合センター統計

注:全児童数は8月1日現在の児童養護施設入所者数

体験児童数・受託里親数は、ともに延べ数



■ 具体的な取り組み

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
236	児童養護施設処遇改善事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設を対象に、発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて、職員を加配する費用を補助し、処遇困難児への必要なケアと他児の処遇の質を確保します。あわせて、職員配置の充実を図ります。
237 [拡充]	地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施 〈児童養護施設措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、小規模なグループ（原則6名以内）によるケアを実施します。 《小規模グループケア実施箇所数》 25年度：11か所⇒31年度：21か所 《地域小規模児童養護施設数》 25年度：0か所⇒31年度：2か所
238	自立援助ホームの運営 〈児童養護施設措置費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営します。 《就職等自立児童数》 25年度：7人⇒増加
239	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援します。 また、大学等の入学金の助成や生活費の支援を行い、進学の実現に努めます 《運転免許取得者数》 25年度：18件⇒増加

240	<p>児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>施設入所児童等が就職や住宅を賃借する際、施設長等がその保証人を引き受けやすくするため、その損害賠償等を補償する保険に自治体負担で加入し、施設入所児童等の退所後の自立を促進します。</p>
241	<p>入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>市内の児童養護施設等で発生した被措置児童等への虐待に対し、入所児童の権利の侵害を救済し、心身の健全な成長を図るため、その権利の擁護に向けた調査審議等を行い、市長に対して対応方針等について意見を述べます。</p>
再掲 135	<p>児童福祉施設等第三者評価事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施します。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図ります。</p> <p>《参加実施施設数》 25年度：148施設⇒31年度：全ての保育所</p>

② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
242 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	<p>ファミリーホームの運営 〈児童養護施設等措置費〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行います。あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努めます。</p> <p>《実施箇所数》 25年度：6か所⇒31年度：11か所</p>

243	<p>里親促進事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>家庭での養育に欠ける児童に対して、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行う里親委託を推進するため、制度の普及啓発や里親への支援を総合的に実施します。</p> <p>《要保護児童に対する里親・ファミリーホーム委託率》</p> <p>25年度：14.2%⇒31年度：20%</p>
244	<p>家庭生活体験事業（一日里親事業）の充実</p> <p>〈児童養護施設等措置費〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定、退所後の自立を促進します。</p>

## 施策（１２）ひとり親家庭への支援

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

ひとり親家庭は、就業による自立を促進することが重要です。そこで、母子福祉センターにおいて、就職に有利で受講希望の多い講座を新設し、就業支援講習会を充実するとともに、ハローワーク等と連携しながら、就労相談に応じるキャリアカウンセラーを新たに配置するなど同センターの機能強化を図り、支援内容を充実しました。

また、就業に役立つ資格を取得する際に、その受講期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために支給する高等職業訓練促進給付金を拡充するとともに、ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催するなど、就業支援の強化に取り組みました。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費支給制度により、医療費の自己負担額を助成するとともに、母子寡婦福祉資金貸付制度により、母子家庭等の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図りました。

父子家庭への支援も拡充し、平成２２年度からは児童扶養手当の支給、平成２５年度からは高等職業訓練促進給付金などの制度が父子家庭も対象となりました。また、平成２６年１０月からは、福祉資金の貸付もその対象となるほか、母子福祉センターの名称も母子・父子福祉センターに改めます。

このほか、ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みや不安の相談に対応するとともに、その実態に応じ必要な支援を行うことにより、経済的・社会的な自立の促進に努めてきました。

### 【現状・課題】

#### ア. 就業の状況

##### 《現状》

本市の「母子世帯等実態調査」によると、母子家庭の平均年収は約２３４万円と父子家庭の約半分という低い水準にあります。雇用形態をみても、母子家庭の母親の８３．６％が仕事に就いているものの、パートタイマーなどの非正規雇用の割合が４８．８％と高く、非常に厳しい現状にあります。

##### 《課題》

- 母子家庭が、収入面、雇用条件等で安定した仕事に就けるよう、引き続き、自立支援・就業支援を行う必要があります。

## イ. 子育て・生活の状況

### 《現状》

母子家庭は、母親が一人で生計を担っており、収入が少ない傾向があることから、日常生活費や子どもの教育をはじめ、さまざまな経済的負担に悩みや不安を抱えています。

父子家庭からは、年金や手当、医療保障の充実のほか、職業訓練の場や働く機会を増やす等の要望があります。

一方で、ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービスが必要な際に、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業をはじめ、自立を支援する施策を実施していますが、十分に活用されていません。

### 《課題》

- 母子家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療費や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用についても促進する必要があります。
- 父子家庭を支援する施策の充実を図る必要があります。
- 自立を図るための施策の情報を必要とするひとり親家庭に、確実かつ効果的に届くよう、情報の提供方法を工夫する必要があります。

## ウ. 教育の状況

### 《現状》

収入が低い母子家庭など親の世代の貧困が子どもの教育格差を生み、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。

### 《課題》

- 経済的な理由などにより、十分な学習支援を受けることができない子どもを含め、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、関係機関と連携しながら学習支援を行い、「貧困の連鎖」を未然に防ぐ取り組みが必要です。

## 【施策の方向性・柱】

『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

### ① ひとり親家庭の生活の安定と向上

就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行います。

## 【成果の指標（目標）】

- 1 ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用数（母子・父子福祉センターの延べ利用者数）  
〈25年度：10,011人⇒増加〉
- 2 ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合
  - (i) 母子・父子福祉センター 〈25年度：62.1%⇒減少〉
  - (ii) 子ども・家庭相談コーナー 〈25年度：24.1%⇒減少〉

(参考データ)

○ ひとり親家庭の世帯数

母子家庭	15,733 世帯
父子家庭	2,229 世帯
計	17,962 世帯

資料：北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

注：推計値

○ 仕事の有無(母子家庭)

持っている	83.6%
持っていない	16.3%

資料：北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ 就労形態(母子家庭)

正社員	43.5%
非正規社員	48.8%
パートタイマー	35.8%
派遣・契約社員	10.5%
臨時・日雇など	2.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ 世帯の年間税込収入(母子家庭)

100～150 万円	17.8%
150～200 万円	16.3%
200～300 万円	25.9%

○ ひとり親家庭の平均年収

母子家庭	約 234 万円
父子家庭	約 434 万円
1 世帯当り平均所得金額*1	549.6 万円

資料：北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

\*1：全世帯(全国)の 1 世帯当り平均所得金額、平成 22 年国民生活基礎調査

○ 公的機関や制度で、ひとり親家庭が「知らない」と回答した割合

	母子家庭	父子家庭
日常生活支援事業	61.8%	64.8%
母子寡婦福祉資金	42.0%	—
母子福祉センター	29.4%	53.8%
子ども・家庭相談コーナー	10.1%	30.2%

資料：北九州市母子世帯等実態調査(平成 23 年度)

○ ひとり親家庭で家事担当者の疾病時に、代わりに家事をする人がいない家庭の割合

区分	母子家庭	父子家庭
代わりに家事をする人はいない	34.1%	28.1%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

○ ひとり親家庭になった当時困ったこと

区分	母子家庭	父子家庭
さしあたりの生活費	63.4%	25.2%
子どもの養育・しつけ・教育	27.1%	56.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

注：複数回答

○ 母子家庭において現在不足している費用

日常の生活費	52.2%
子どもの就学・通学のための費用	47.2%
住宅の転居のための費用	21.5%
子どもの結婚のための費用	17.8%
就職のための費用	14.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

注：複数回答

○ 父子家庭の行政機関に対する要望事項

年金・手当てなどを充実する	50.3%
医療保障を充実する	33.4%
職業訓練の場や働く機会を増やす	10.8%
生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する	10.3%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成 23 年度）

注：複数回答



■ 具体的な取り組み

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

【就業支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
245	ひとり親家庭自立支援給付金事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。</p> <p>《給付金の受給件数》 25年度：127件⇒増加</p>
246 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	母子・父子福祉センター事業 〈母子・父子福祉センター運営委託〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>母子・父子福祉センターにおいて、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会、ハローワーク等と連携した就業支援を行います。</p> <p>また、各種研修会や親子のふれあい事業などを行い、ひとり親家庭等の総合的な福祉の向上を図ります。</p> <p>《センター延べ利用者数》 25年度：10,011人⇒増加</p>
247 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	母子自立支援プログラム策定事業の充実 〈母子・父子福祉センター運営委託〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>母子・父子福祉センターで実施している就業支援の体制の充実を図り、就職者のさらなる増加を目指します。</p> <p>また、当該事業によって就職につながった事例などを集めた成功事例集を作成し、今後の就業支援に役立てるとともに、当該事業の周知にも活用します。</p>

248	ひとり親家庭のための合同就職説明会 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭に理解を示す企業を開拓し、企業への就職の場を提供する合同就職説明会を開催し、就業の機会を増やします。 また、当該事業と母子・父子福祉センターで行っている母子自立支援プログラム策定事業を連携させて、就職者を増やします。  《説明会参加者数》 25年度：69人⇒増加
-----	--------------------------------------	---

【経済的支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
249	母子父子寡婦福祉資金貸付金 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進します。
250	ひとり親家庭等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子家庭の母または父子家庭の父および児童、父母のない児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
251	児童扶養手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図ります。

【子育て・生活支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
252	母子家庭等日常生活支援事業 〈母子家庭等生活支援事業〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。
253	母子生活支援施設（母子寮）の運営  [子ども家庭局・子育て支援課]	市内2か所の母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援します。あわせて、退所した者について相談やその他の援助を行います。
254	ひとり親家庭等交流推進事業 〈母子家庭等生活支援事業〉  [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の相互の親睦を深め、親子のより良い関係を築くため、動物園等へのバスハイクやスポーツ大会などの交流事業を行います。  《参加者数》 25年度：449人⇒増加
255	母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居  [建築都市局・住宅管理課]	母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。
256  新規	子どもの学習支援  [子ども家庭局・子育て支援課] [保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課] [教育委員会・指導企画課]	経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取り組みを進めます。

【相談・情報提供】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
257	ひとり親家庭施策の周知 [子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	ひとり親家庭の利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布します。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知します。
再掲 58	子ども・家庭相談コーナー運営事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。  《相談件数》 25年度：76,801人⇒増加

## 施策（13）児童虐待への対応

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、平成17年度に市に要保護児童対策地域協議会を、各区に要保護児童対策実務者会議を設置して、関係機関との連携を図っています。

児童虐待の通告があれば、子ども総合センター（児童相談所）と各区の子ども・家庭相談コーナーが協力しながら、緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速な対応に努めています。組織的にも、子ども総合センター（児童相談所）においては、児童虐待の初期対応を専門的に行うチームの設置や児童福祉司などの増員、各区の子ども・家庭相談コーナーでは虐待事案を担当する係長を配置するなど、体制の強化・充実を図ってきました。

また、幼稚園・保育所・学校など子どもに関係する機関の職員に対しては、「児童虐待対応リーダー養成研修」等を通じて、虐待と疑われるケースへの対応力向上を図るとともに、市民向けには、毎年11月のオレンジリボンキャンペーン期間に「児童虐待問題連続講座」を開催するなど啓発活動にも努めてきました。さらに、虐待を行った保護者等に対しては、適切なカウンセリングを行い、必要に応じ養育技術の向上などを図るペアレントトレーニングを実施しています。

このように、児童虐待の防止、早期発見、早期対応および適切な支援を行うため、地域・区・市レベルの各段階において関係機関が相互に連携して支援していく体制を整えるとともに、関係機関への研修会や市民を対象とした啓発活動などを行いました。

### 【現状・課題】

#### ア. 児童虐待の早期発見、早期対応

##### 《現状》

本市の児童虐待通告件数は、ここ数年増加傾向にあり、平成25年度は547件となっています。これに対し、子ども総合センター（児童相談所）の児童虐待対応件数は、平成18年度の456件をピークに、いったんは平成22年度308件まで減少しましたが、その後微増し、平成25年度は380件となっています。

また、児童虐待に関する家庭訪問や調査、面接等の対応、家族再統合に向けた調整や支援に時間を要し、対応に苦慮しているケースもあります。

区役所の母子保健担当や学校などから、居住実態が把握できない児童に関する情報が寄せられるケースがあります。

##### 《課題》

- 児童虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見・早期対応することが重要であり、そのためには関係者だけでなく、地域住民への研修や啓発が必要です。
- 虐待リスクの高い居所不明児童を含む児童虐待対応に関して、より高度な専門性や一時保護、立ち入り検査などの権限を持った子ども総合センターと、地域に根ざした支援を行う区役所がさらに連携を強化し、それぞれの特徴を生かした役割を果たすとともに、他の関係機関とも連携を深めて行くことが必要です。

## イ. 医療機関との連携

### 《現状》

児童虐待対応件数のうち、医療機関からの通報が少ない傾向にあります。全国の小児科専門医を対象とした調査（平成 16 年度）によると、虐待された児童の診察の経験は、6 割の医師が「あり」と答えていますが、そのうち、実際に通告したのはその 6 割にすぎません。

### 《課題》

- 地域の医療機関の虐待対応能力を向上させ、虐待が疑われる児童を早期に発見し、子ども総合センター（児童相談所）への通告につなげる取り組みを行う必要があります。

### 【施策の方向性・柱】

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

#### ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援を行うとともに、児童虐待が発生した場合、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めます。また、子どもの安全を守るための一時保護や虐待後のケアなど、家族の再統合に向けた保護者への支援を進めます。

### 【成果の指標（目標）】

1 児童虐待対応件数 〈25年度：380人⇒減少〉

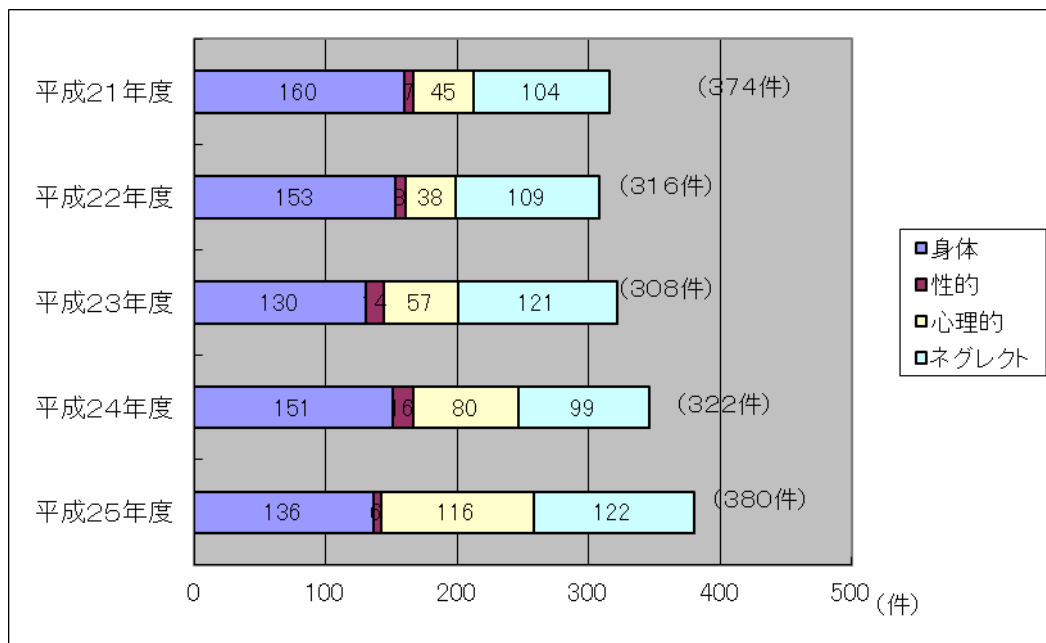
(参考データ)

○ 児童虐待対応件数の推移

年度	件数(件)	児童人口(人)	児童一人中の件数(件)	養護相談(件)	養護相談中虐待の相談割合	相談件数(件)	全相談中虐待の相談割合
21	316件	156,413人	20.26件	785件	40.3%	4,475件	7.1%
22	308件	155,486人	19.81件	817件	37.7%	4,669件	6.6%
23	322件	154,996人	20.77件	906件	35.5%	4,608件	7.0%
24	346件	154,995人	22.32件	1,279件	27.1%	6,260件	5.5%
25	380件	153,185人	24.81件	1,305件	29.1%	6,261件	6.1%

※平成24年度の相談件数の大幅な増加は、「子ども相談情報システム」の運用開始により、相談項目を確実に計上できるようになったなどによるもの。

○ 虐待の種類別件数の推移



○ 年齢別・虐待の種類別件数(平成25年度)

	身体	性的	心理的	ネグレクト	計
就学前児童	53件	0件	65件	74件	192件
小学生	49件	3件	35件	32件	119件
中学・高校生 その他	34件	3件	16件	16件	69件
計	136件	6件	116件	122件	380件



■ 具体的な取り組み

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 58	子ども・家庭相談コーナー運営事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。  《相談件数》 25年度：76,801人⇒増加
再掲 11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。  《乳幼児全戸訪問の訪問率》 25年度：88.9%⇒31年度：100%
再掲 13	育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。  《家庭訪問件数》 25年度：2,424件⇒31年度：2,856件
再掲 17  [拡充]	妊娠期からの養育支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。

<p>再掲 138</p>	<p>保育カウンセラー事業 [子ども家庭局・保育課]</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒現状維持</p>
<p>再掲 14</p> <p><b>拡充</b></p>	<p>乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。</p> <p>さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。</p> <p>《フォローアップ率》 25年度：100%⇒現状維持</p>

258	<p>児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実</li> <li>○ 要保護児童対策実務者会議主催の研修等による関係機関の連携と虐待対応の質の向上</li> <li>○ 子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実および居所不明児童の安全確認のための取り組み強化</li> <li>○ 関係機関等が児童虐待にかかる早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施</li> <li>○ 法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施</li> </ul>
再掲 59	<p>子ども総合センターの運営</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。</p> <p>また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。</p>

再掲 74	<p>家族のためのペアレントトレーニング事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>虐待の再発防止および未然防止を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。</p>
259  新規	<p>児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。</p>
再掲 60	<p>「24時間子ども相談ホットライン」事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。</p>

## 施策（14）障害のある子どもへの支援

### 【元気発進！子どもプランの実績・成果】

障害のある子どもの療育および医療の取り組みの中核を担っている総合療育センターについては、老朽化等の課題に対応するとともに、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりを進めるため、建て替えを行うこととし、基本設計等本格的な取り組みに着手しました。

幼稚園や保育所等では、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、総合療育センターなど専門スタッフによる支援など関係機関と連携しながら保育内容の充実を図りました。あわせて、関係者が情報共有を図るなど幼稚園、保育所等から小学校、特別支援学校への円滑な接続にも努めました。

放課後の居場所では、特別支援学級等も対象とした「放課後等デイサービス」を開始し、障害のある子どもが放課後の時間を安全に過ごせる場や、日常生活の基本動作の習得するための訓練、さまざまな余暇活動を体験する機会等を提供しました。放課後児童クラブでは、障害のある子どもを受け入れるクラブに対して、専門的見地から助言等を行う巡回カウンセラーの派遣を行うとともに、指導員向け研修を充実し、資質向上に努めた結果、障害のある子どもに対する理解が進み、受け入れが促進されています。

また、ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、「障害者基幹相談支援センター」を中心として、区役所の相談窓口である「高齢者・障害者相談コーナー」や「障害者しごとサポートセンター」、「総合療育センター地域支援室」などの専門相談機関との連携の強化を図ってきました。

発達障害についても、「発達障害者支援センター『つばさ』」などの専門相談機関を中心に、市民の理解を促進し、保護者による適切な対応を支援する取り組みを進めています。

このように、子どもの状態に応じた適切な支援を行うなど、障害のある子どもたちの成長と自立を支援する取り組みの充実に向けて努めてきました。

### 【現状・課題】

#### ア. 障害のある子どもの早期発見

《現状》

幼稚園や保育所等において、発達障害の兆候に気付いても、保護者が受容できなかつたり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くなっています。また、保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれています。

#### 《課題》

- 医療と福祉の連携や、乳幼児の健診内容などにより、発達障害の早期発見の精度の向上を図る必要があります。
- 幼稚園や保育所等と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽に相談できる窓口が必要です。

### イ. 総合療育センターの役割

#### 《現状》

総合療育センターでの発達障害に係る新患数は、増加傾向にあります。また、重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況です。総合療育センターの専門性を生かし、障害のある子どもを支援する中核施設として、さらなる強化が求められています。

#### 《課題》

- 総合療育センターの再整備にあわせ、医師や専門スタッフの確保および在宅や幼稚園・保育所等への支援の充実を図るなど、総合療育センターの機能強化について検討が必要です。

### ウ. 小学校就学前の支援

#### 《現状》

幼稚園や保育所等において、障害のある子どもの受入数は少しずつ増えてきていますが、保育士などが個々の障害特性や多様性への対応に苦慮している実態があり、さらなる対応の充実が望まれています。また、障害児通所支援は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しい状況となっています。

#### 《課題》

- 幼稚園、保育所等で就学前の障害のある子どもを受け入れるため、総合療育センターなどの専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要です。
- また、障害児通所支援での通園時間終了後の対応についても検討が必要です。

### エ. 小学校等入学時の支援

#### 《現状》

小学校等入学に際して、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録の送付などにより、幼稚園、保育所等から小学校等への情報伝達を行っています。しかし、就学相談を受けない場合などには、言葉や行動など発達についての詳細な情報伝達が十分でないことがあります。発達について気になる子どもについては、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所等と小学校のさらなる連携が求められています。

《課題》

- 小学校等入学時に限らず、支援のあり方や、より効果的な情報のつなぎ方の検討が必要です。

才. 学齢期等の支援

《現状》

放課後等デイサービスでは、障害のある子どもに対し訓練や社会との交流を促進することから、利用者が増加しています。障害のある子どもの放課後などの余暇活動の場としても、放課後等デイサービスが活用されており保護者の就労支援やレスパイト（一時的休息）の対応に生かされています。また、特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適應できる子どもは、放課後児童クラブでの受け入れを促進しています。

《課題》

- 放課後等デイサービスでは、障害特性に応じた支援の充実を図る必要があります。
- 放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進する必要があります。

力. ライフステージ(年代別の生活状況)を通じた相談支援

《現状》

「障害者基幹相談支援センター」や「高齢者・障害者相談コーナー」、「子ども総合センター」など障害に関する多くの相談支援機関はありますが、障害の種別・程度、年齢、受けようとする福祉サービスの内容等によって、相談する機関が異なる場合があり、市民にとってわかりづらい状況になっています。また、ライフステージが変わる際の情報の引継ぎや共有化など、関連機関のさらなる連携の充実が望まれています。

《課題》

- ライフステージが変わっても、引き続き、保護者の悩みや不安感の解消等に関する相談ができるよう、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を広く市民に周知することが必要です。

キ. 卒業後の地域生活に向けた支援

《現状》

特別支援学校高等部や高等学校では、生徒が卒業後に地域で自立した生活が送れるよう、企業実習などの就労支援に取り組んでいますが、障害のある生徒を受け入れる企業が依然として少ない状況です。また、発達障害については、障害特性がわかりにくく、特に意思疎通が難しいなどの課題があるため、企業への就職が厳しい状況となっています。

《課題》

- 教育・福祉から雇用への移行を促進するため、障害のある生徒が卒業後、一般企業等に就職できるよう、関係機関の密接な連携のもと、支援を強化することが必要です。

ク. 重度の障害のある子どもへの支援

《現状》

重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況ではありますが、障害の特性に応じたサービスの充実が求められています。特に、医療的ケアの必要な重症心身障害児の支援については、施設入所、通所、ショートステイなどのサービスの充足が求められています。

《課題》

- 総合療育センターの再整備に合わせ、重症心身障害児が利用できるサービスの強化・充実を図ることが必要です。

ケ. 発達障害のある子どもに対する支援

《現状》

発達障害のある子どもは、コミュニケーションの困難さなどさまざまな特性があり、周囲から理解されづらいため、生きづらさを抱えながら生活しています。また、発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は設置以降、相談者が増加傾向で推移しています。

《課題》

- ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要です。
- 発達障害に関する研修・啓発や、市民の理解を促進することが必要です。
- 発達障害のある子どもやその家族の支援など、発達障害者支援センター「つばさ」の相談体制の充実を図ることが必要です。



## 【施策の方向性・柱】

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

### ① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。

また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

### ② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要です。このため、幼稚園、保育所等においても関係機関との連携により、障害児の受け入れや保育内容の充実を図ります。

また、小学校等入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。

### ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

### ④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

障害のある子どものライフステージを通じた相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。

また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト（一時的休息）の確保など保護者の負担軽減を図ります。

### ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。

特に、重症心身障害児が利用できるショートステイや通所などの福祉サービスの充実を図るとともに、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

### ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。

また、発達障害児（者）支援の中核機関である「発達障害者支援センター『つばさ』」の相

談支援体制の一層の充実を図ります。

**【成果の指標（目標）】**

- |   |                   |                 |
|---|-------------------|-----------------|
| ① | 専門相談機関・施設等に相談する割合 | 〈23年度：42.8%⇒増加〉 |
| ② | 相談する相手がない人の割合     | 〈23年度：0.5%⇒維持〉  |

(参考データ)

○ 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:等級別)(平成25年度末)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
件数	412件	187件	114件	65件	24件	37件	839件

○ 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:障害別)(平成25年度末)

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
件数	19件	136件	3件	490件	191件	839件

○ 療育手帳交付件数(18歳未満)(平成25年度末)

程度	A(重度)	B(中・軽度)	計
件数	566件	1,391件	1,957件

○ 悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合
行政や民間の相談窓口	3.9%
施設や医療機関の職員	38.9%
友人・知人	19.2%
家族	71.9%
相談できる人がいない	0.5%

資料:北九州市障害児(者)実態調査(平成23年度)

注:障害児分のみ(重複回答)

○ 障害児通所支援(平成25年度末)

児童発達支援センター	7施設	定員270名
児童発達支援事業	14事業所	定員145名
放課後等デイサービス	33事業所	定員340名
保育所等訪問支援	3事業所	

○ 障害児入所支援(平成25年度末)

福祉型障害児入所施設	小池学園 定員60名	あすなる学園 定員30名
医療型障害児入所施設	総合療育センター	定員80名

○ 発達障害者支援センター「つばさ」の相談状況

	実人員	件数
平成 23 年度	1,087 人	3,495 件
平成 24 年度	1,069 人	3,146 件
平成 25 年度	1,003 人	3,262 件

○ 保育所での障害のある子どもの受け入れ数

	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成 23 年度	99 施設	256 人
平成 24 年度	89 施設	220 人
平成 25 年度	99 施設	233 人

○ 放課後等デイサービスの利用実績

	利用者数
平成 24 年度	207 人
平成 25 年度	418 人

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数（4 月 1 日現在）

	人数	クラブ数
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	123 クラブ

■ 具体的な取り組み

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。  《乳幼児全戸訪問の訪問率》 25年度：88.9%⇒31年度：100%
再掲 10	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。  《わいわい子育て相談実施回数》 25年度：104回⇒31年度：108回
再掲 154	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

<p>再掲 164</p> <p>拡充</p>	<p>親子通園事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>発達のご案内になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組</p>
<p>再掲 156</p>	<p>専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
<p>再掲 267</p>	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
<p>260</p> <p>拡充</p>	<p>総合療育センターの機能の強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>

再掲 292	医療機関との連携強化 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットの作成、配布をしたりすることで、発達障害に関する理解を促進します。
再掲 278  [拡充]	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。  《相談件数》 25年度：23,484件⇒維持
261	おもちゃライブラリーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行います。  《おもちゃの貸出点数》 25年度：384点⇒維持

262	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>
263	<p>特別支援教育を行う場の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p> <p>[教育委員会・企画課]</p> <p>[教育委員会・施設課]</p> <p>[教育委員会・学事課]</p> <p>拡充</p>	<p>幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。</p> <p>○特別支援学校の検討および整備</p> <p>○特別支援学級の設置</p> <p>○通級指導教室の設置</p>
264	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p> <p>拡充</p>	<p>市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童・生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>○特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育補助</li> <li>・特別支援学級補助</li> <li>・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー）</li> <li>・特別支援教育介助員</li> </ul> <p>○医療・労働などの専門家</p>



265	<p>特別支援教育の理解啓発</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。</p> <p>○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実</p> <p>○特別支援教育講演会</p> <p>○公開講座（特別支援学校のセンター的機能）</p> <p>○特別支援学校学級合同スポーツ大会（小・中学校） など</p>
266	<p>育成医療の給付 〈母子公費負担医療費助成〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、又は心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成します。</p>
267	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
268	<p>障害児通所支援の機能強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援おける各事業（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）の充実を図ります。</p>
269	<p>障害児入所支援の機能強化</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。</p>

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 262	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>
再掲 154  [拡充]	<p>障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>

再掲 155	幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・特別支援教育課] [保健福祉局・障害福祉課]	特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園や保育所、障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。 ○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など
再掲 151  [拡充]	一時保育事業 〈特別保育事業補助〉  [子ども家庭局・保育課]	保護者のパート就労や冠婚葬祭および育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。  《実施施設数》 26年度：69施設⇒31年度：80施設
再掲 267	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。 また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
270	放課後等デイサービスの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行います。

再掲 267	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
再掲 175	放課後児童クラブの運営体制の充実 〈放課後児童クラブ管理費〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進します。</p> <p>運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努めます。</p>
271	小学生ふうせんバレーボール大会 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>障害のある小学生と障害のない小学生で構成されたチームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図ります。</p> <p>《大会参加者数》 25年度：337人⇒維持</p>

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 289	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児（者）およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
272	障害児（者）を対象としたショートステイ事業 [保健福祉局・障害福祉課]	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介護等を行います。
再掲 59	子ども総合センターの運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。
273	北九州障害者しごとサポートセンターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	障害のある子どもたちが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな就労支援を行い、就職を促進します。

274	北九州市障害者自立支援協議会の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、機関相互の連携を図ることで障害児（者）の地域生活を支援します。
275	高齢者・障害者相談コーナーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受けます。
276	ホームヘルプサービス事業 [保健福祉局・障害福祉課]	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児（者）に対し、支給時間（利用できる時間数）を決定し、これに基づき、障害児（者）は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。そのサービスに要した費用を市が負担します。
277	障害児の長期休暇対策 [保健福祉局・障害福祉課]	障害のある子どもの健全な育成とその家族の介護負担軽減を図るため、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供します。  《参加者数》 25年度：302人⇒増加
278 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。  《相談件数》 25年度：23,484件⇒維持

279	<p>機能回復訓練事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉センター]</p>	<p>言語・聴覚障害児の障害を軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するため、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行います。</p>
280	<p>特別支援学校における就労支援事業</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> [教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、進路指導の充実を図ります。また、高等部卒業生の社会参加や職業的な自立を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒に対する指導や教員支援のための企業関係者等の派遣</li> <li>○就労支援コーディネーター等による実習先や就労先となり得る企業の開拓</li> <li>○進路指導担当者を主とした、就労支援ネットワーク構築や労働関係機関等との連携</li> </ul>
再掲 262	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</li> <li>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</li> <li>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</li> <li>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</li> </ul> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》</p> <p>25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>

再掲 263  [拡充]	特別支援教育を行う場の整備 [教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・企画課] [教育委員会・施設課] [教育委員会・学事課]	幼児児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。 ○特別支援学校の検討および整備 ○特別支援学級の設置 ○通級指導教室の設置
再掲 264  [拡充]	特別支援教育を推進する人の配置 [教育委員会・特別支援教育課]	市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。 ○特別支援教育支援員 ・特別支援教育補助 ・特別支援学級補助 ・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・特別支援教育介助員 ○医療・労働などの専門家
再掲 265	特別支援教育の理解啓発 [教育委員会・特別支援教育課]	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。 ○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会 ○公開講座（特別支援学校のセンター的機能） ○特別支援学級合同スポーツ大会（小・中学校） など

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 260  [拡充]	総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]	総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。



<p>再掲 154</p> <p><b>拡充</b></p>	<p>障害児保育の充実 〔特別保育事業補助〕</p> <p>〔子ども家庭局・保育課〕</p>	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>
<p>281</p>	<p>小池学園居住環境改善事業</p> <p>〔保健福祉局・障害福祉課〕</p>	<p>重度の障害のある子どもへの支援の強化のため、小池学園の建て替えにあたっては、現指定管理者への譲渡を前提とした上で、市が策定した基本計画に基づき、現指定管理者が設計、工事を行うこととし、市はこれを支援します。</p>
<p>再掲 272</p>	<p>障害児（者）を対象としたショートステイ事業</p> <p>〔保健福祉局・障害福祉課〕</p>	<p>介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児（者）を、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）必要な介護等を行います。</p>
<p>再掲 278</p> <p><b>拡充</b></p>	<p>北九州市障害者基幹相談支援センターの運営</p> <p>〔保健福祉局・障害福祉課〕</p>	<p>障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や擁護者への指導・啓発などを行います。</p> <p>《相談件数》 25年度：23,484件⇒維持</p>

再掲 276	ホームヘルプサービス事業 [保健福祉局・障害福祉課]	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児（者）に対し、支給時間（利用できる時間数）を決定し、これに基づき、障害児（者）は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。そのサービスに要した費用を市が負担します。
282	日常生活用具給付等事業 [保健福祉局・障害福祉課]	自力で日常生活を営むことに著しく支障のある在宅重度障害児（者）に対し、ストマ用具等の日常生活用具を給付、または貸与することで日常生活の便宜を図ります。
283	補装具費の支給 [保健福祉局・障害福祉課]	身体障害児（者）の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の交付および修理を行います。  《年間支給件数》 25年度：3,255件⇒維持
284	移動支援事業 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児（者）が公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする場合に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、移動の手段を確保し、障害児（者）の自立や社会参加の促進を図ります。
285	障害児福祉手当 [保健福祉局・障害福祉課]	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。
286	特別児童扶養手当 [保健福祉局・障害福祉課]	精神または身体に障害（重度・中度）のある20歳未満の子どもを扶養している父母等に手当を支給します。

287	<p>重度障害者医療費支給制度</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。</p>
288	<p>重度障害者タクシー乗車運賃助成事業</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の重度障害児（者）の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児（者）の外出を支援します。</p> <p>《助成者数》</p> <p>25年度：4,799人⇒増加</p>

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 10	<p>わいわい子育て支援事業 くすくす子育て支援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。</p> <p>《相談実施回数》</p> <p>25年度：104回⇒31年度：108回</p>
再掲 164 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	<p>親子通園事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》</p> <p>25年度：37組⇒31年度：50組</p>

289	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児（者）およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
再掲 156	専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実 [子ども家庭局・保育課]	保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。 また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。  《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持
290	発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害の理解を促進するとともに、ライフステージにおける一貫した支援を推進するため、保護者をはじめ、学校や医療機関等に対して発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及を図ります。あわせて、利用者のニーズに沿った改善を図ります。
291	発達障害者総合支援事業 [保健福祉局・障害福祉課]	広く一般市民を対象に、発達障害に関する理解と認識が深まるようなシンポジウムを開催します。また、厚生労働省が定める「発達障害啓発週間」を広報するため、発達障害者支援センター「つばさ」や親の会等と協働してイベントを行います。

<p>再掲 267</p>	<p>在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
<p>再掲 260</p>	<p>総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。</p> <p>また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>
<p>292</p>	<p>医療機関との連携強化 [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットの作成、配布をしたりすることで、発達障害に関する理解を促進します。</p>